

栃木市子どもの貧困対策推進計画

すべての子どもたちが、夢と希望をもって成長していける社会を実現するまち
“あったかとちぎ”



平成30年3月

栃木市

□ ごあいさつ

栃木市子どもの貧困対策推進計画の策定にあたって



今日、核家族化や地域におけるつながりの希薄化により、家庭・地域における養育力が低下傾向にあるとされています。子どもの貧困は大きな社会問題のひとつであり、将来を担う子どもたちの元気と笑顔が一番の宝であります。

貧困は、その責任のない子どもたちの生活や成長に様々な影響を及ぼします。子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るためにも、子どもの貧困対策は極めて重要です。

そのため、本市では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「すべての子どもたちが、夢と希望をもって成長していける社会を実現するまち“あったかちぎ”」を基本理念とした「栃木市子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。

今後は、子どもの貧困を個人の責任とせず、社会全体の問題として捉え貧困が世代を超えて連鎖することのないように、また、子どもたちの明るい未来に結びつくように、各種事業に取り組んで参りますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご協力をいただきました、社会福祉施策推進委員会の皆様をはじめ、計画策定にご協力をいただきました多くの市民の皆様に、心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

平成30年3月

栃木市長 鈴木 俊美

《 目 次 》

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	子どもの貧困を取り巻く現状	3
1	貧困の現状	3
2	栃木市の現状	4
3	市民アンケート調査の結果	11
第3章	計画の基本的な考え方	37
1	「子どもの貧困」についての考え方	37
2	体系図	38
3	基本理念	39
4	計画の方向性	39
5	施策の柱	40
第4章	施策の展開	41
	基本施策1 早期発見への取り組み	41
	基本施策2 生活の支援	42
	基本施策3 教育の支援	43
	基本施策4 就労の支援	45
	基本施策5 経済的支援	46
	基本施策6 支援体制の整備	48
第5章	計画の推進に向けて	51
1	計画の推進体制と役割	51
2	各種支援制度の周知	51
3	計画の進捗管理と計画の見直し	51
	資料編	53

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

厚生労働省が実施した平成28年度の国民生活基礎調査によると、国の「子どもの貧困率」は、13.9%であり、およそ7人に1人の子どもが貧困の状態にあるとされています。

また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち大人が1人の世帯の貧困率は50.8%であり、ひとり親世帯の半数が貧困状態であるという数値が示されています。

過去最悪だった3年前の同調査結果（子どもの貧困率16.3% およそ6人に1人の子どもが貧困の状態）からは、景気や雇用状況の好転があり貧困率に改善がみられましたが、子どもの貧困は依然として厳しい状況にあります。

このような状況から国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が施行され、同年8月には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が策定されました。また、栃木県では平成27年3月に「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の一部に貧困対策を位置付け策定し、子どもの貧困対策の推進に取り組んでいます。

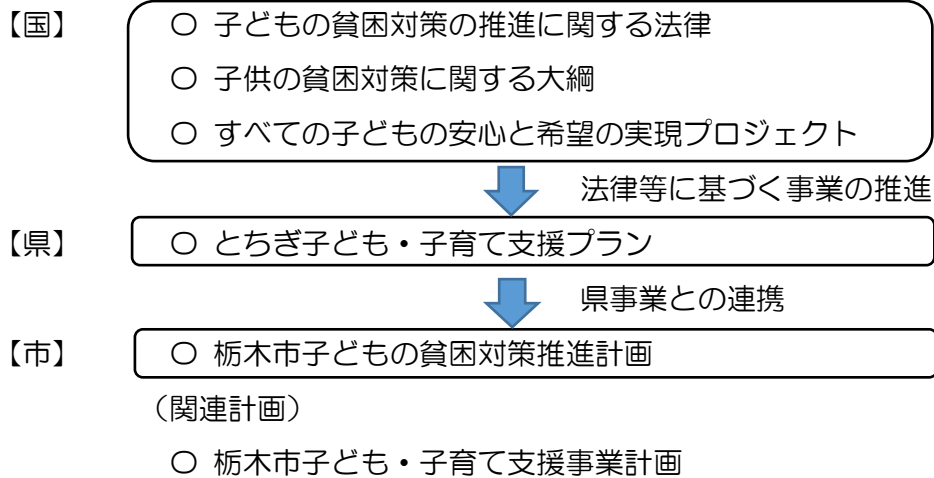
子どもの貧困についての考え方として、法律や大綱とも明確には定義されていませんが、代表的な指標として「相対的貧困」という考え方があります。一定の収入があり衣食住に窮するまでには至りませんが、子どもの成長や学習に必要なものが不足したり、社会的・文化的な経験の機会が十分でなかったりといった状況を捉えたものです。

貧困の問題は、経済的な要因だけでなく、保護者の病気、家庭の教育力・養育力不足、障がい、配偶者暴力、社会的孤立など複合的な要因を含んでおり、その結果として子どもたちは生活習慣の乱れ、不健康、不衛生、学力不足や学習習慣の未定着、いじめ、非行、虐待などの様々な困難に直面しています。

本市においても、生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「栃木市子どもの貧困対策推進計画」を策定いたします。

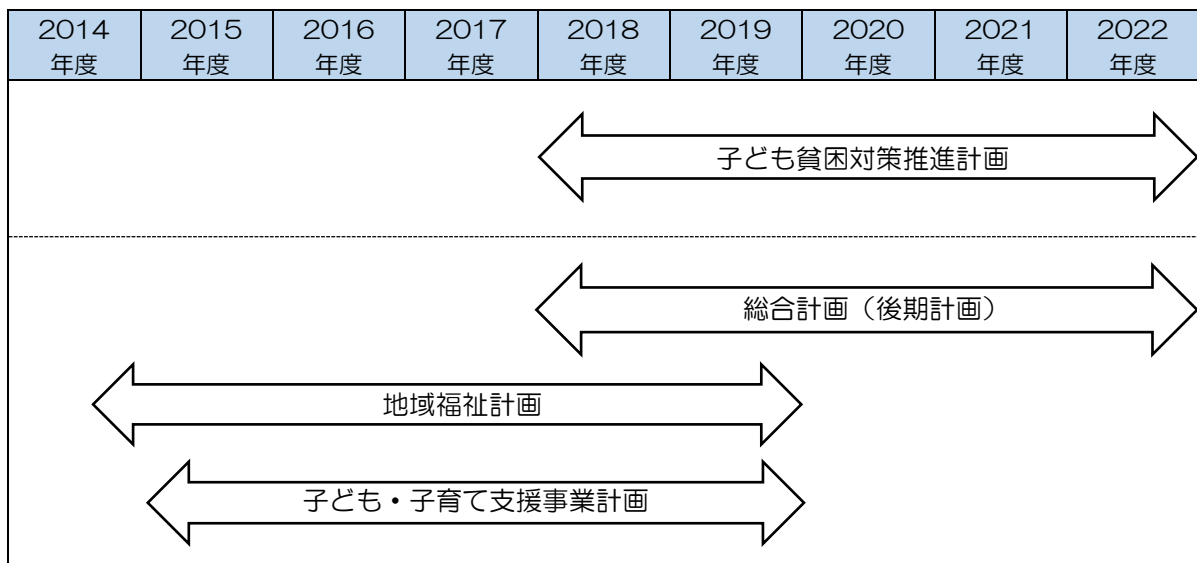
2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条および国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」、栃木県が策定した「とちぎ子ども・子育て支援プラン」を勘案したものであり、同時に市の上位計画である「栃木市総合計画」、「栃木市地域福祉計画」をはじめ、「栃木市子ども・子育て支援事業計画」などの計画との整合性を図るものです。



3 計画の期間

本計画は、2018年度（平成30年度）を初年度として、2022年度までの5年間の計画とします。なお、国の法律や大綱の見直しの動向や社会情勢を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 子どもの貧困を取り巻く現状

1 貧困の現状

「子どもの貧困率」は、国民生活基礎調査結果をみると、平成6年から上昇傾向にあり、平成27年には13.9%となっています。これは、子ども7人のうち1人が平均的な生活水準の半分以下で暮らしていることになります。

《貧困率の推移》

	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
相対的貧困率 ※1	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率 ※2	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
貧困線（名目値）※3	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

資料：平成28年国民生活基礎調査より抜粋

※1 貧困率（相対的貧困率）：一定基準（貧困線）を下回る収入しか得ていない者の割合。

※2 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合。

※3 貧困線（名目値）：世帯の収入から税金や社会保険料等を除いた収入を世帯員の平方根で割り調整した額（中央値）の半分の額。（平成27年の名目値から、おおよそ3人世帯で211万円、4人世帯で244万円、5人世帯で273万円以下の収入となります。）

生活保護世帯における子どもの進学率は、高等学校・大学等ともに全世帯に比べて低く、また中学・高等学校等卒業後の就職率は高い状況にあります。

《生活保護世帯における子どもの進学率》

		H25.4.1	H27.4.1	H28.4.1	全世帯(H28)
生活保護世帯	高等学校等進学率	90.8%	92.8%	93.3%	98.9%
	高等学校等中退率	5.3%	4.5%	4.5%	1.4%
	大学等進学率	32.9%	33.4%	33.1%	73.2%
	中学卒業後の就職率	2.5%	1.7%	1.6%	0.3%
	高等学校等卒業後の就職率	46.1%	45.5%	44.3%	18.4%

資料：（内閣府）平成27年度及び平成28年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況より抜粋

2 栃木市の現状

(1) 栃木市の人口

栃木市の人口については、年々減少する傾向にあり、県においても同様の状況にあります。

	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
栃木市の人口	163,765 人	163,170 人	162,520 人
(世帯数)	62,460 世帯	63,352 世帯	64,317 世帯
	H26.10.1	H27.10.1	H28.10.1
栃木県の人口	1,980,960 人	1,974,255 人	1,968,425 人
(世帯数)	773,043 世帯	763,097 世帯	771,616 世帯

(2) 一人当たりの市町村民所得

栃木市民の一人当たりの所得は、宇都宮市や県平均より低い状況にありますが、県内の14市中では上位にあり、他市に比べて収入が多い地域となっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
栃木市	2,977 千円	2,950 千円	3,011 千円	3,275 千円	3,178 千円
宇都宮市	3,367 千円	3,361 千円	3,363 千円	3,661 千円	3,577 千円
下野市	3,158 千円	3,145 千円	3,210 千円	3,441 千円	3,366 千円
小山市	3,045 千円	3,027 千円	3,043 千円	3,241 千円	3,213 千円
栃木県	3,055 千円	3,014 千円	3,044 千円	3,288 千円	3,204 千円

※平成29年3月公表の平成26年度とちぎの市町村民経済計算（概要）より抜粋



(3) 生活保護受給世帯数の状況

平成28年度(年度平均)の生活保護受給世帯数は、1,163世帯、受給人員は、1,503人となっており、人口1,000人に対する生活保護受給率(保護率)は、9.48‰(県内14市中6番目に高い。)となっています。県の保護率は横ばい傾向にありますが、本市の生活保護世帯数や保護率は、年々増加する傾向にあります。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保護世帯数	941	987	1,092	1,129	1,163
保護率(‰)	8.85	9.14	8.99	9.27	9.48
(県)保護率(‰)	10.43	10.72	10.78	10.94	10.95
(国)保護率(‰)	16.70	17.00	17.00	17.10	16.90

※平成26年度の世帯数増加は、岩舟町との合併により下都賀福祉事務所(県)から移管されたためです。
 ※(国)保護率は全国的に西日本が高く、北海道を除く東日本が低い傾向にあり、栃木県はH26.7現在の統計で全国30位、茨城県は35位、群馬県は40位となっています。
 ※‰(パーミル): 1000分の1を1とする単位。(1パーミル=0.1%となります。)

(4) 17歳以下の子のいる生活保護受給世帯数の状況

生活保護受給世帯数は、増加していますが、17歳以下の子のいる生活保護受給世帯数は、年々減少傾向にあります。

	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
17歳以下の子のいる世帯数A (A/C)	78 (8.1%)	71 (7.1%)	77 (6.9%)	67 (5.9%)	64 (5.5%)
ひとり親世帯数B (B/C)	54 (5.6%)	56 (5.6%)	58 (5.2%)	51 (4.5%)	47 (4.0%)
生活保護受給世帯数C	962	994	1,117	1,141	1,171

(5) 家庭児童相談室における相談状況

養育者の精神的疾病や養育放棄などの環境福祉相談が多く、次に虐待を含む家族関係の相談が多く、相談件数は概ね横ばい傾向にあります。

(延べ件数)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
性格・生活習慣等		29	22	1	0	0
知能・言語		14	1	99	37	26
学校生活等 ※1		894	666	386	675	630
非行		8	0	3	47	6
家族関係	虐待 ※2	623	601	521	529	626
	その他	149	191	342	376	447
環境福祉 ※3		1,793	2,515	2,453	2,435	2,358
心身障がい		458	467	212	199	344
その他		564	471	39	46	25
計		4,447	4,532	4,056	4,344	4,462

※1 学校生活等：児童の集団生活における行動上の問題やいじめ、暴力、友人や教師との関係、長期欠席、怠学等に関する事

※2 虐待：身体的虐待、ネグレクト（育児放棄）、性的虐待、心理的虐待に関する事

※3 環境福祉：児童養育上の経済的問題、養育の欠ける問題、児童をめぐる環境条件に関する事

(6) 児童扶養手当受給者の状況

本市の児童扶養手当受給者は、横ばいから減少傾向にあります。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数(人)	1,094	1,085	1,099	1,073	1,050
新規認定者数(人)	143	125	140	136	137
資格喪失者数(人)	122	126	142	134	134

※児童扶養手当：父又は母と生計を同じくしていない子どもを監護している父又は母等に支給する手当。

(7) 母子・父子自立支援員の相談状況（母子・寡婦家庭、父子家庭）

母子・寡婦家庭については、貸付関係の相談が半数以上を占めており、次に就労、家庭紛争の順で多くなっており、また父子家庭についても貸付関係の相談が多くなっていきます。相談件数は、概ね横ばいの状況にあります。

第2章 子どもの貧困を取り巻く現状

(延べ件数)

		年度	住宅	医療	家庭 紛争	就労	養育	教育	貸付 関係	その他	計
母子・寡婦家庭	栃木市	H26	38	35	214	200	39	9	560	123	1,218
		H27	35	19	173	226	49	21	670	97	1,290
		H28	16	31	199	261	55	21	759	91	1,433
	栃木県	H26	692	571	2,435	2,752	720	781	9,652	3,385	20,988
		H27	628	655	2,744	2,456	1,028	725	8,824	3,952	21,012
		H28	666	508	2,868	2,653	1,120	738	9,819	4,257	22,629
父子家庭	栃木市	H26	0	0	3	0	0	0	0	5	8
		H27	0	0	1	0	1	0	0	0	2
		H28	0	0	1	0	0	0	7	0	8
	栃木県	H26	5	10	14	25	3	10	44	59	170
		H27	18	17	30	37	12	9	100	99	322
		H28	4	4	14	10	32	8	136	46	254

※栃木県の状況は宇都宮市（中核市）を除いた件数

(8) 母子・父子寡婦福祉資金貸付状況

修学・就学支度資金が、貸付申請の大部分を占める傾向にあります。

(単位：件)

		年度	修学	就学 支度	修業	就職 支度	転宅	生活	技能 習得	その他	計
栃木市	H26	11	16	2	0	0	4	2	0	35	
	H27	6	9	0	0	0	4	2	0	21	
	H28	15	15	3	0	1	4	1	0	39	
栃木県	H26	388	150	22	4	4	46	14	0	628	
	H27	326	122	24	3	5	33	16	1	530	
	H28	304	106	29	4	1	34	14	0	492	

※栃木県の状況は宇都宮市（中核市）を除いた件数

(9) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助の状況

就学援助の対象者の割合は、年々増加傾向にあります。平成24年度から平成28年度の比較で、小学校で261人、中学校で121人増加しています。

年度	小学校			中学校			対象者 合計
	児童数 A	要保護・準要 保護対象者 B	B/A	生徒数 C	要保護・準要 保護対象者 D	D/C	
H24	7,717人	190人	2.46%	3,913人	151人	3.86%	341人
H25	7,549人	276人	3.66%	3,975人	234人	5.89%	510人
H26	8,208人	314人	3.83%	4,404人	249人	5.65%	563人
H27	8,038人	395人	4.91%	4,370人	284人	6.50%	679人
H28	7,905人	451人	5.71%	4,318人	272人	6.30%	723人

※要保護児童・生徒：生活保護受給世帯の小・中学生

※準要保護児童・生徒：生活困窮世帯の小・中学生

(10) 特別支援教育就学奨励費補助事業対象者の状況

数年間で対象者が倍以上になっており、今後も増加していく傾向が見られます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	38人	86人	98人	117人	118人
中学校	24人	39人	51人	53人	62人
計	62人	125人	149人	170人	180人

※特別支援教育就学奨励費：公立小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に、その負担能力に応じて学用品費等を支給するもの。

(11) 栃木市奨学金の貸付状況

奨学金については、概ね横ばいで推移しています。平成28年度に創設された定住促進奨学金（返還免除型貸付奨学金）は、卒業後一定期間本市に居住すると返還を免除されることから、多くの申し込みがありました。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
奨学金	高等学校	6人	8人	4人	3人	4人
	専門学校	4人	4人	4人	4人	2人
	短期大学	1人	－	－	1人	1人
	大学	21人	20人	21人	25人	23人
定住促進奨学金	専門学校	－	－	－	－	7人
	短期大学	－	－	－	－	2人
	大学	－	－	－	－	28人
計		32人	32人	29人	33人	67人

(12) 生活困窮者自立促進支援事業の状況

平成26年度に国のモデル事業として、栃木市社会福祉協議会への委託事業が開始されました。平成27年度から生活困窮者自立支援法に基づく事業となり、家計相談支援事業を加えて事業を行っています。

なお、学習支援事業については、平成28年度から実施方法及び体制の見直しを行ったことにより受講者数が増加しており、今後も増加することが見込まれます。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数	自立相談支援事業	120人	179人	122人
	家計相談支援事業		16人	17人
	学習支援事業	5人	6人	99人
	住宅確保給付金支給事業	6人	15人	2人

※自立相談支援事業：生活困窮者からの相談を受けて、課題等の整理を行い支援するもの

※家計相談支援事業：家計に関する相談を受け、家計管理、各種制度の利用、債務管理に関する支援を行うもの

※学習支援事業：生活困窮世帯や学習環境に問題のある世帯の中学生に対して、学習の場を提供するとともに学力向上の支援を行うもの

※住宅確保給付金支給事業：離職等により経済的に困窮し、住宅の喪失または喪失のおそれがある者に対して、住宅確保のために家賃相当分を支給するもの

【まとめ】

栃木市の人口については、年々減少する傾向を示しており、「児童扶養手当の受給者の状況」や「17歳以下の子のいる生活保護受給世帯数の状況」などからも人口減少の傾向が見受けられます。そのような状況にもかかわらず「生活保護受給世帯数の状況」や「要保護及び準要保護児童生徒就学援助の状況」、「栃木市奨学金の貸付状況」等においては、増加する傾向を示していることから、本市の子どもを取り巻く家庭における経済的状況が厳しくなっていることが伺えます。

このことから、各種事業（制度）の積極的な活用を図ることが重要であり、より効果的な情報提供や広報等による周知が必要と思われます。

子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現のため、栃木市においても子どもの貧困対策を総合的に推進して行くことが求められています。



3 市民アンケート調査の結果

【調査概要】

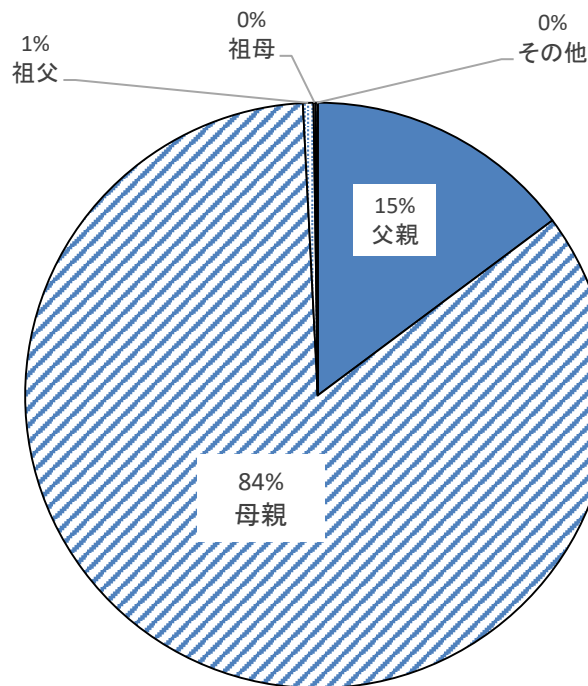
- ・調査地域 : 市内全域
- ・調査対象者 : 18歳未満のお子さんのいる世帯 (2,000 世帯無作為抽出)
- ・調査時期 : 平成 29 年 7 月
- ・調査方法 : 郵送による配付・回収

対 象	配付数(A)	回答数(B)	回答率(B/A)
18歳未満のお子さんのいる世帯	2,000	861	43.1%

【アンケート結果】

① あなたの世帯状況

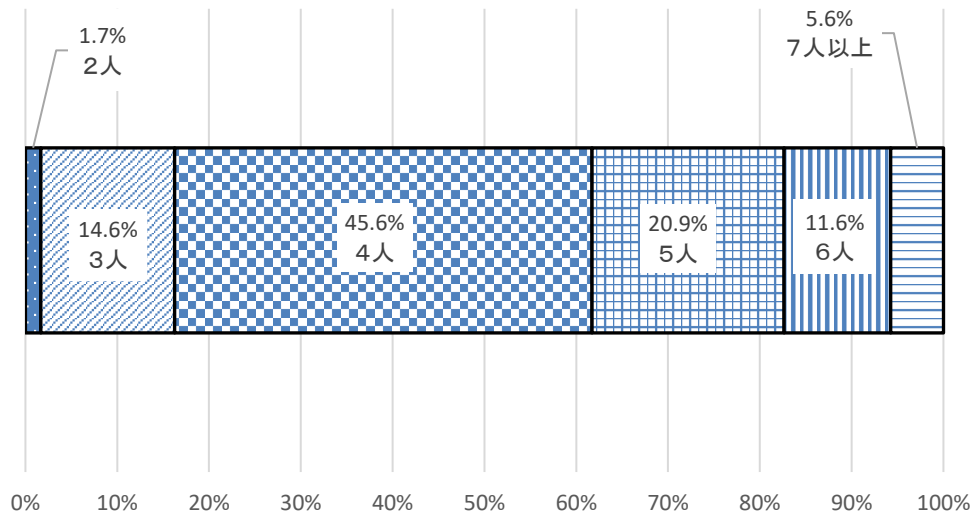
問1 この調査にご回答いただいている方の、お子さんからみた続柄についてお答えください。 回答数：858



※99%が母親または父親が回答しています。

問2 あなたの世帯は、あなたを含めて何人ですか。

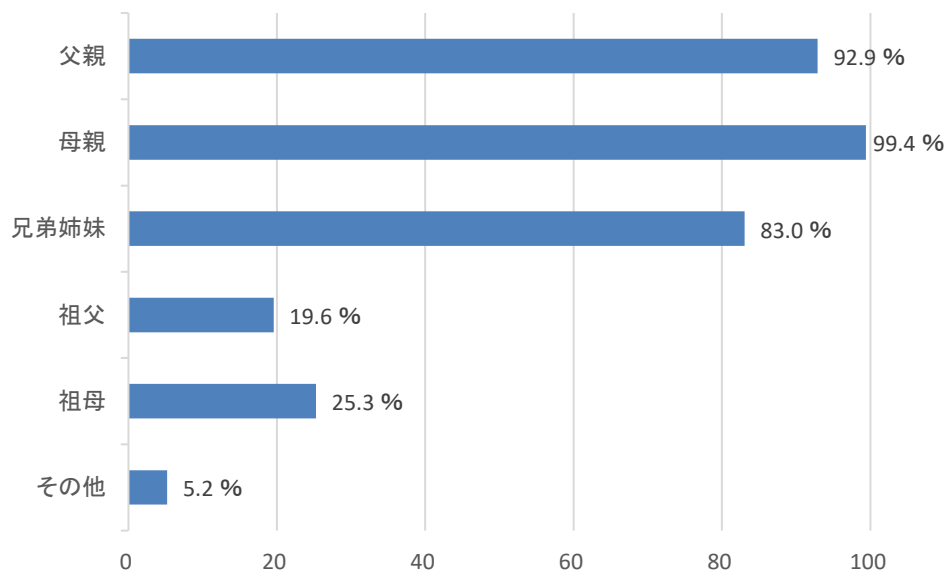
回答数：836



※4～6人の世帯が全体の78%を占めています。

問3(1) 同居している家族を教えてください。

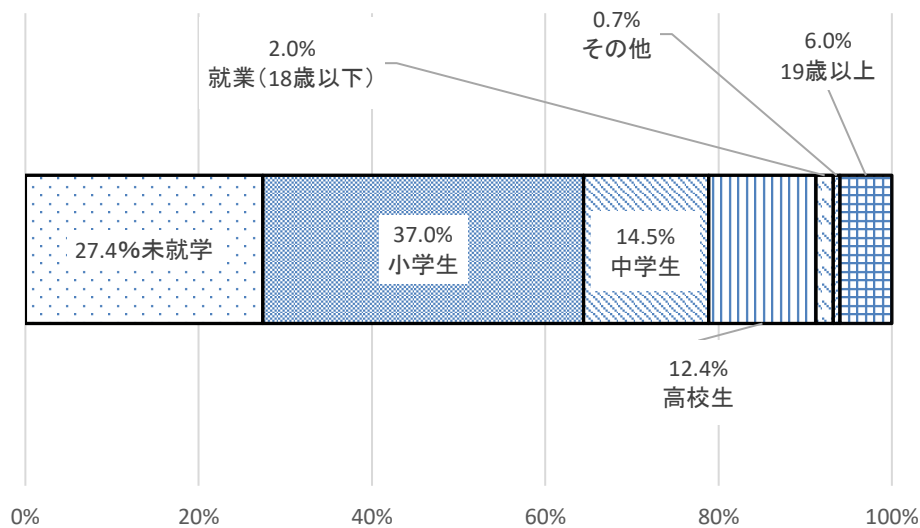
回答数：843



※両親と子の世帯が大多数を占めています。

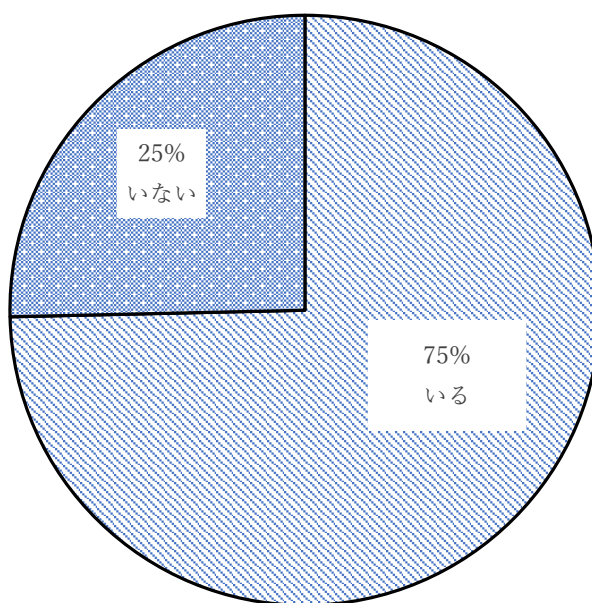
問 3(2) 前問で「兄弟姉妹」を選んだ方は、その就学状況をお答えください。(複数回答)

回答数：1051



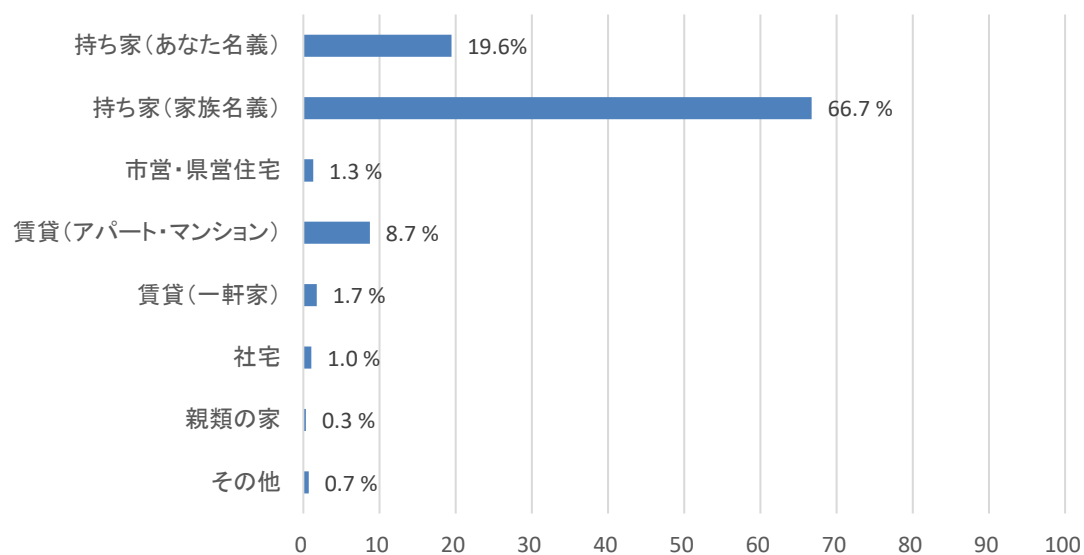
問 4 近隣に子育てについて援助を頼める親族はいますか。

回答数：848



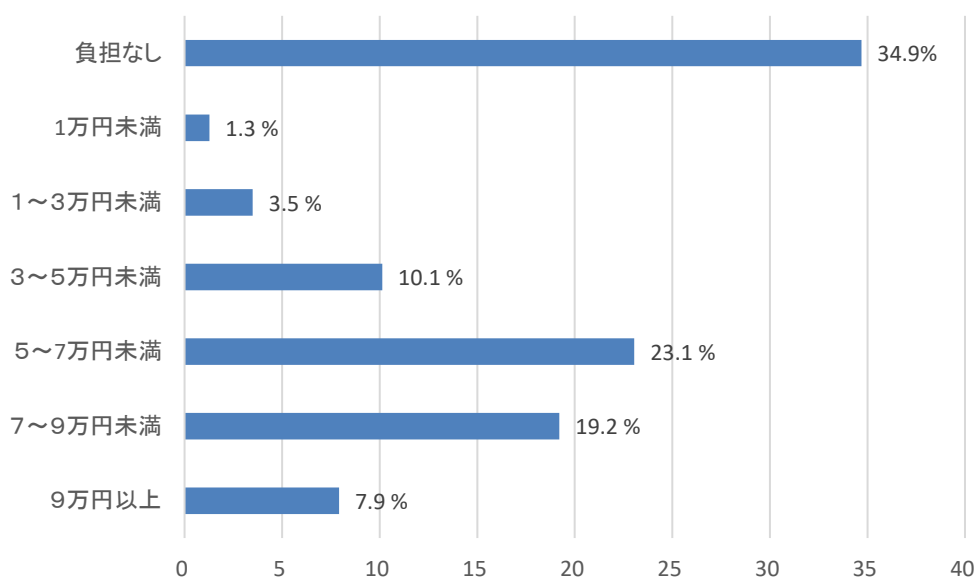
※25%が近隣に援助を頼める親族がいないため、何らかの形で支援が必要と思われる。

問5(1) あなたの住まいについて、あてはまるものをお答えください。 回答数：859



※全体の86%が**持ち家**です。

問5(2) 家賃や住宅ローンなど、あなたが毎月負担している住宅費について、あてはまるものをお答えください。 回答数：859



※42.3%が**5～9万円**の家賃や住宅ローン等の負担があります。

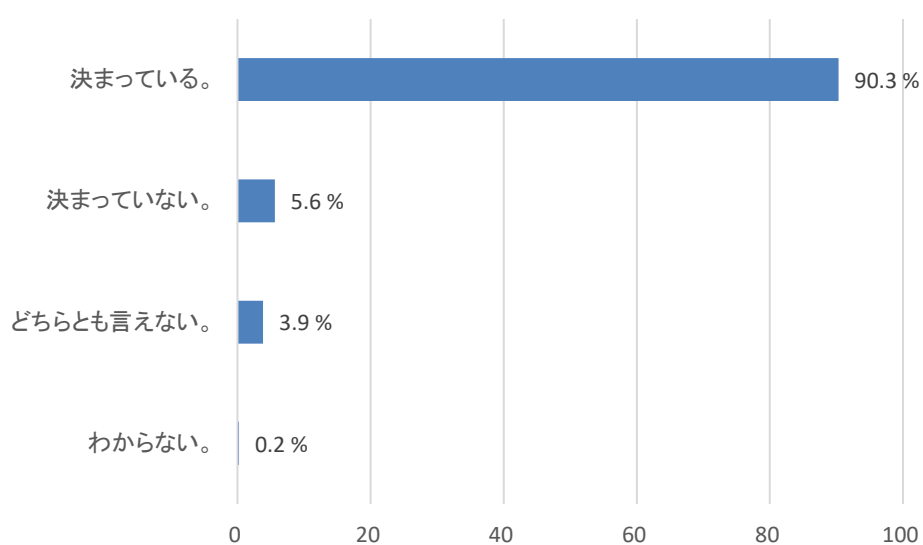
② お子さんのことについて

問6 子どもの年齢を問う設問のため省略（※対象者を無作為抽出のため）

問7（1）お子さんの平均の起床・就寝時間について、あてはまるものをお答えください。

○【起床時間】

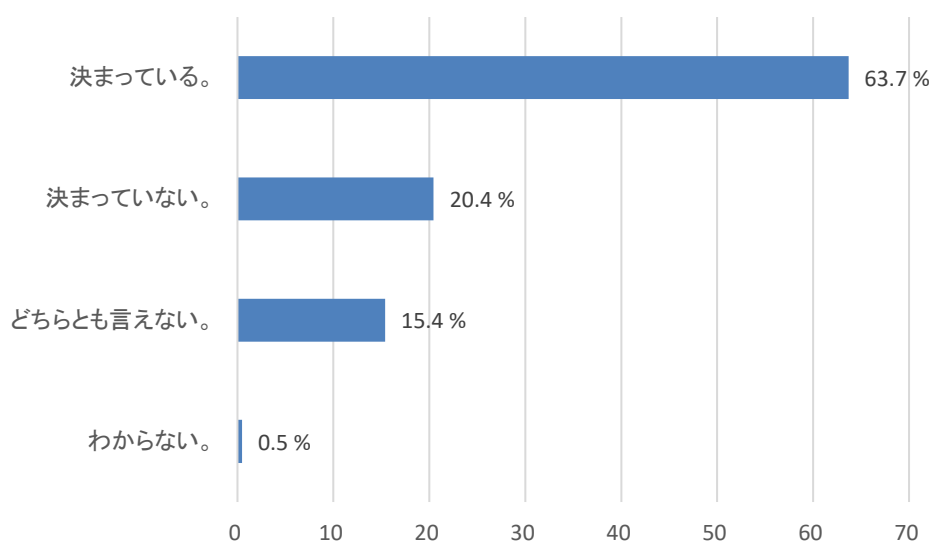
回答数：856



※起床時間が定かでない子どもが9.7%います。

○【就寝時間】

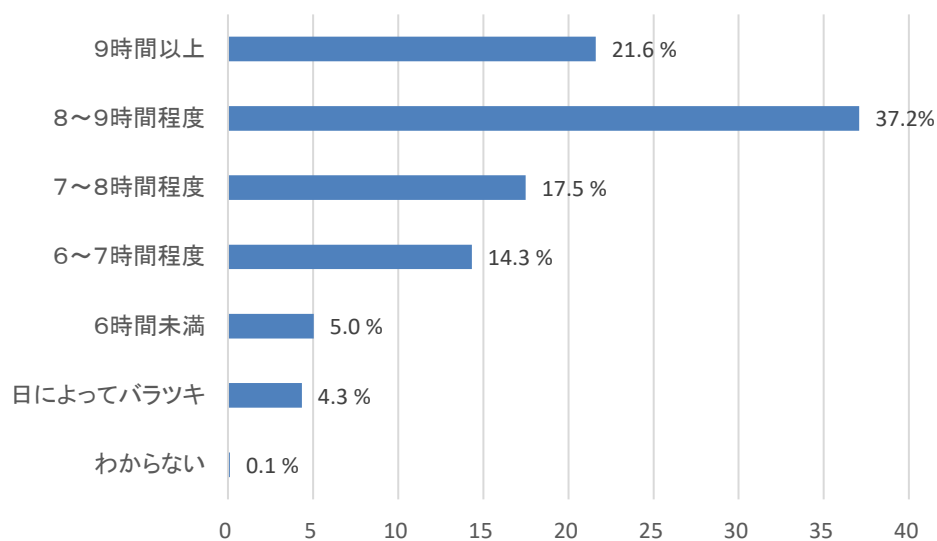
回答数：851



※就寝時間が定まっていない子どもが36.3%います。

問7（2） お子さんの平均睡眠時間について、あてはまるものをお答えください。

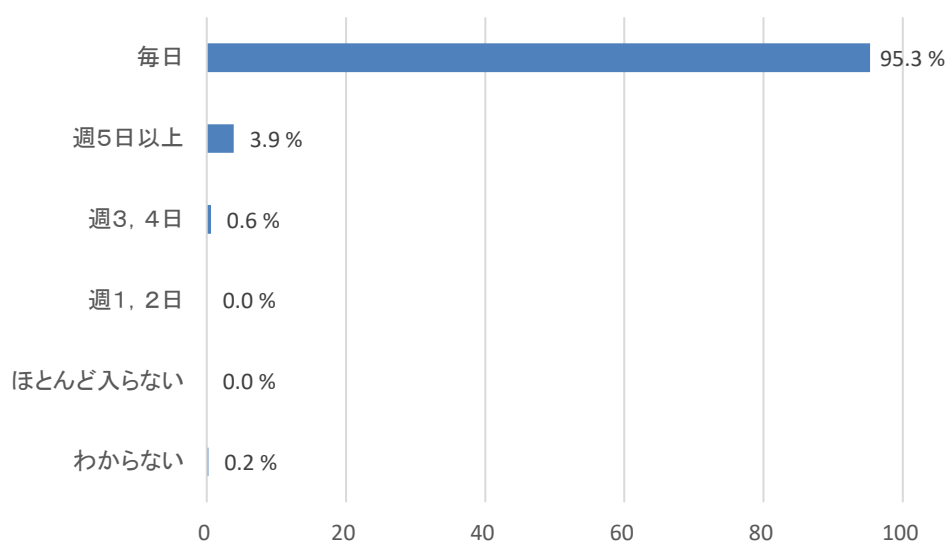
回答数：852



※就寝時間 6 時間未満の子どもが 9.4%います。

問7（3） お子さんの入浴（シャワーを含む）について、あてはまるものをお答えください。

回答数：851

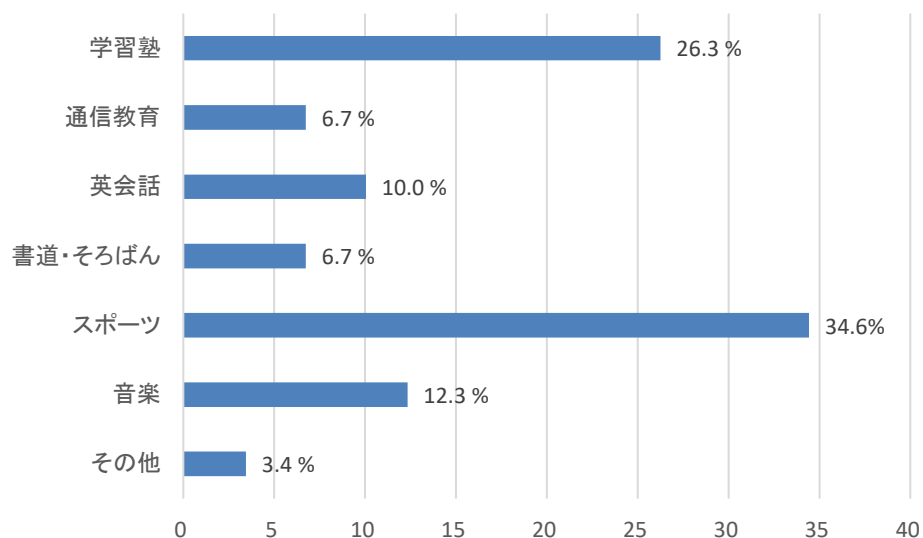


※入浴が週 4 日未満等の子どもが 0.8%います。

問7(4) お子さんは習い事(部活・クラブを除く)等をしていますか。お答えください。

○【習い事をしている種別】

回答数：697

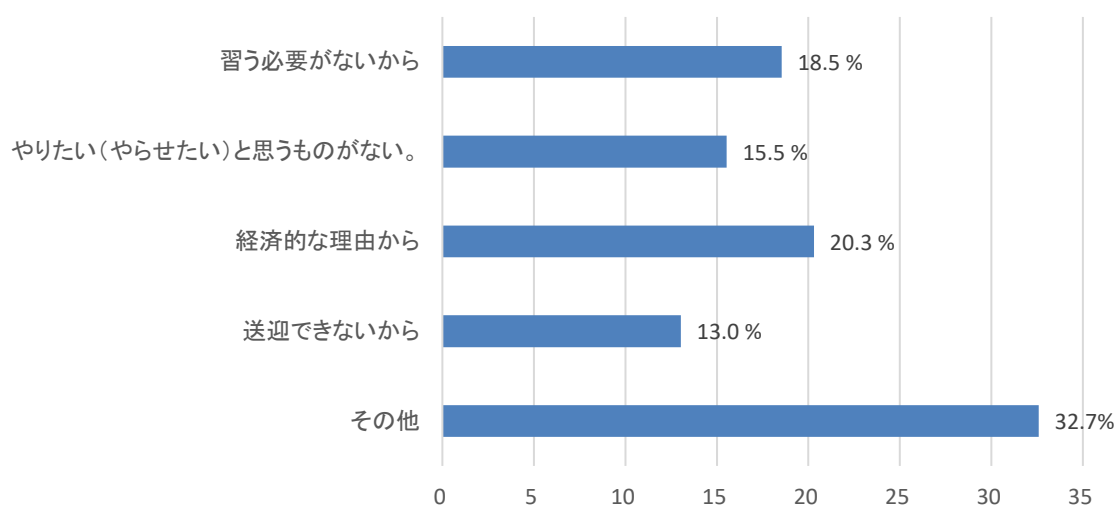


(その他の主なもの：ダンス、囲碁、パソコン、など)

※**学習に関する習い事**が43%を占めています。

○【習い事をしていない理由】

回答数：399

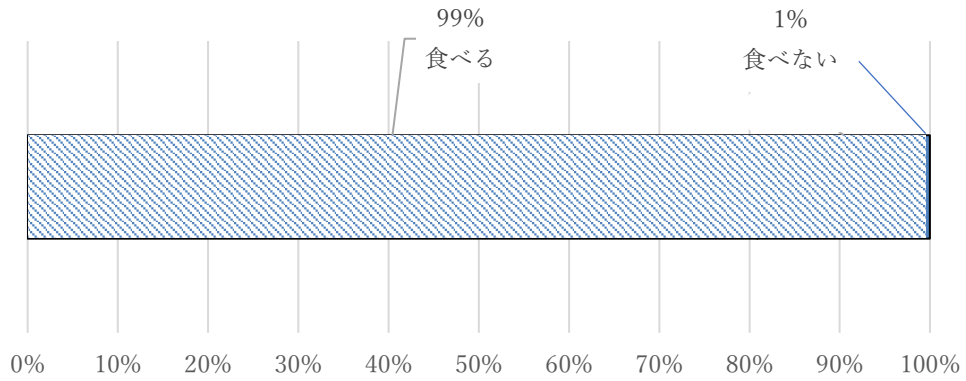


(その他の主なもの：子供が小さい、検討中だから、部活が忙しいから、など)

※**保護者の都合**から習い事をしていない子どもが33.3%います。

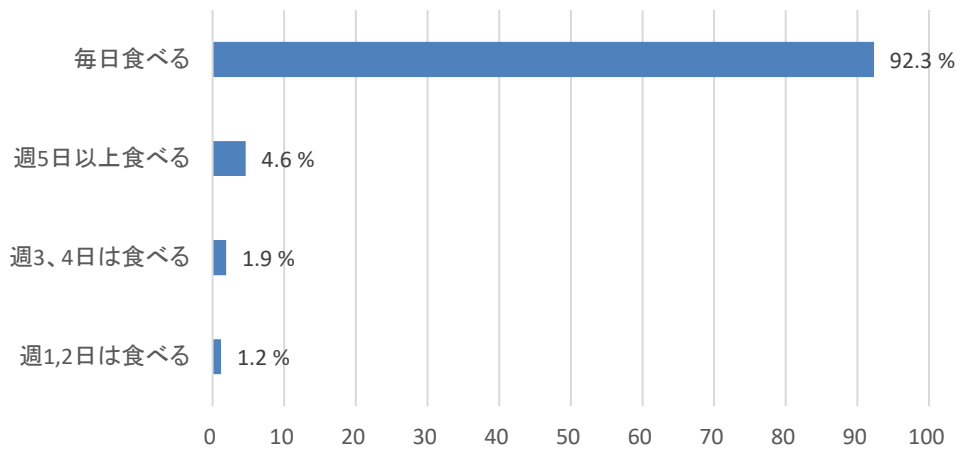
問8 (1) お子さんは朝食をしますか。

回答数：854



○ 【食べている状況】

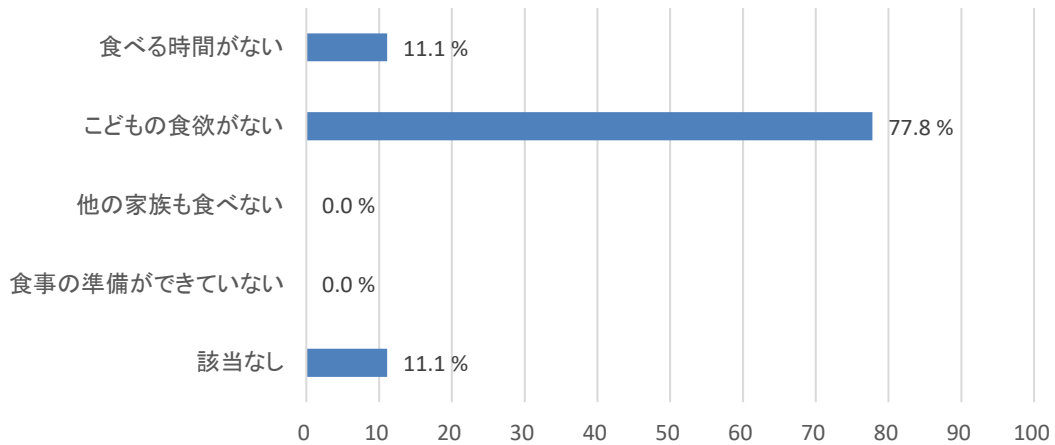
回答数：845



※毎日、食べない子どもが7.7%います。

○ 【食べない理由】

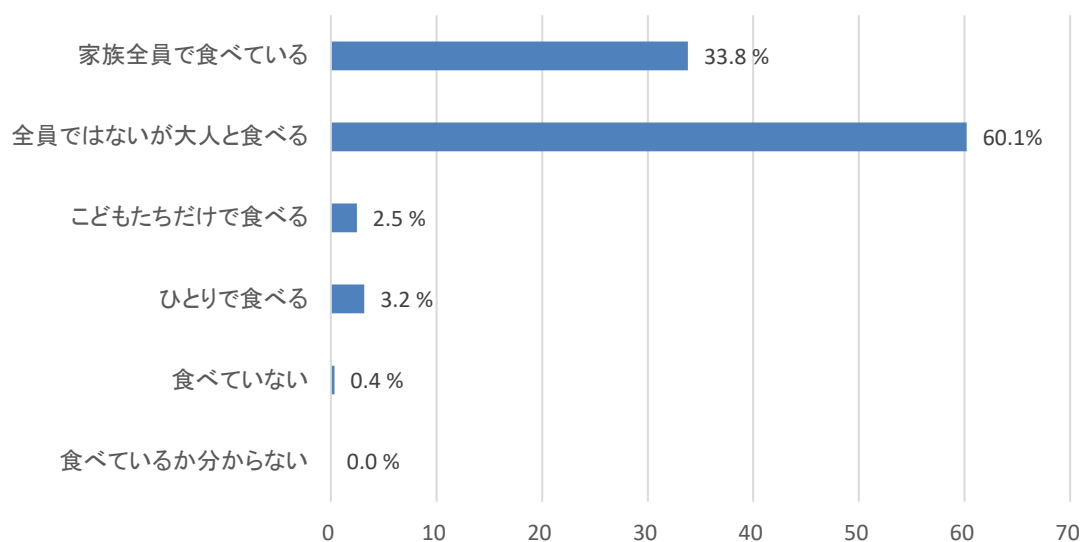
回答数：9



※子どもの食欲がないという理由が大多数を占めています。

問8 (2) お子さんは夕食をおもに誰と食べますか。

回答数：852

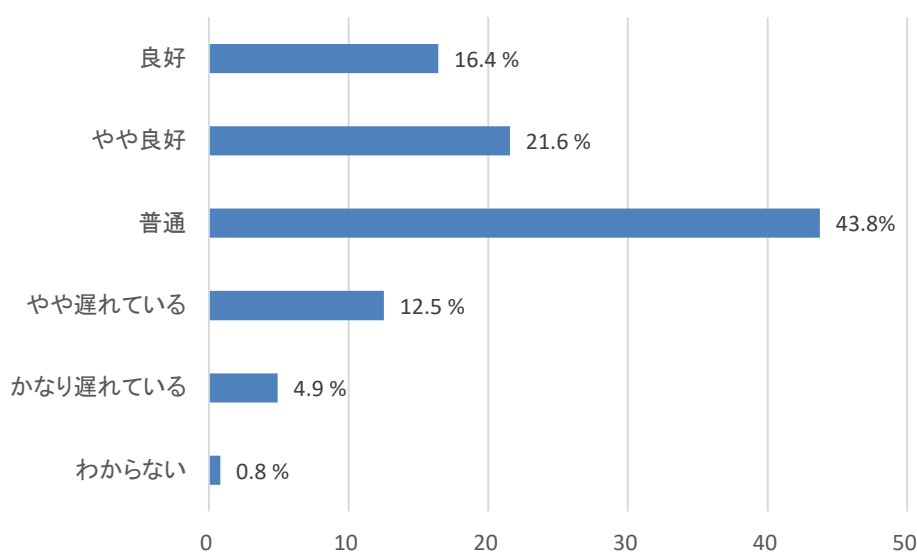


※子どもだけや食べていないなどが6.1%います。

問9 お子さんが、小・中学校に在籍されている方におたずねします。

(1) お子さんの学校での成績について

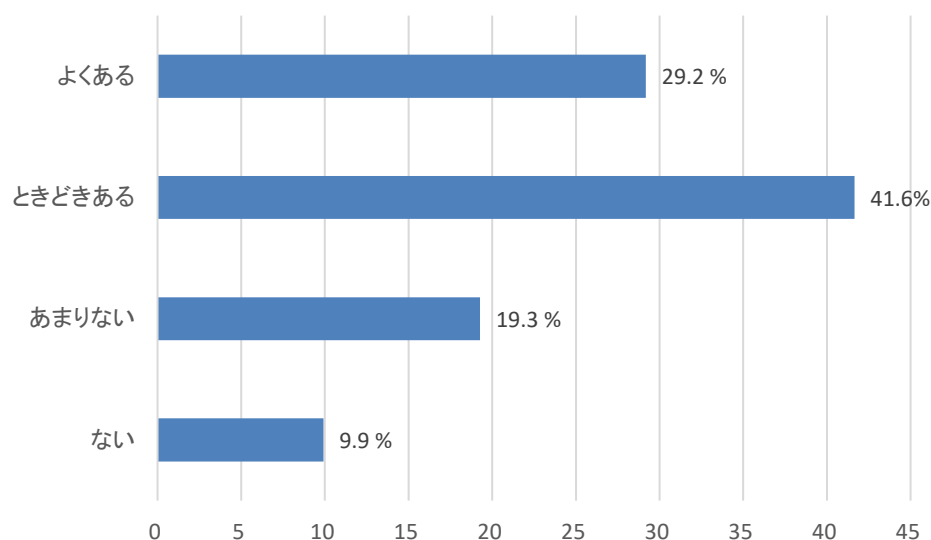
回答数：487



※子の成績を把握していない親が約1%います。

問9（2）あなたやご家族が、お子さんの勉強をみてあげますか。

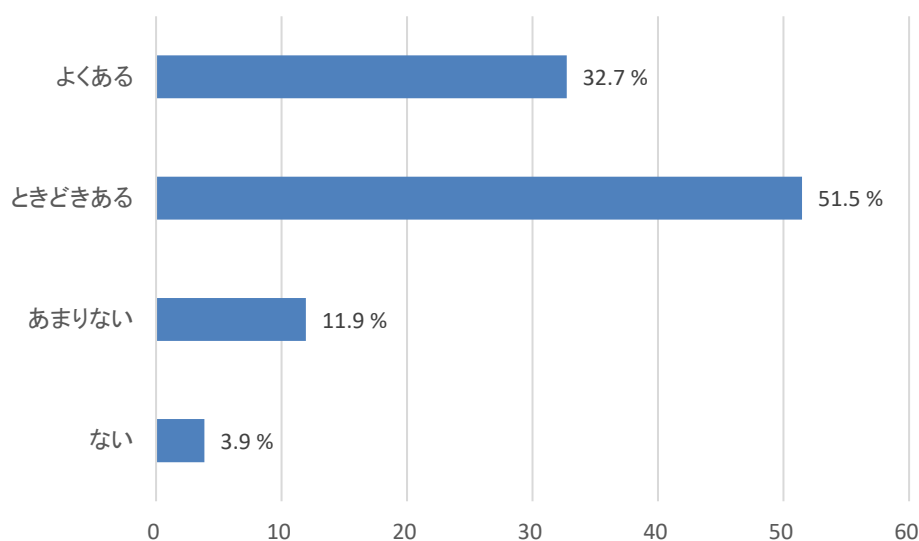
回答数：545



※29.2%の保護者が子の勉強を(あまり)見てあげられない状況にあります。

問9（3）あなたやご家族が、お子さんの学校や進路の悩みを聞いてあげることがありますか。

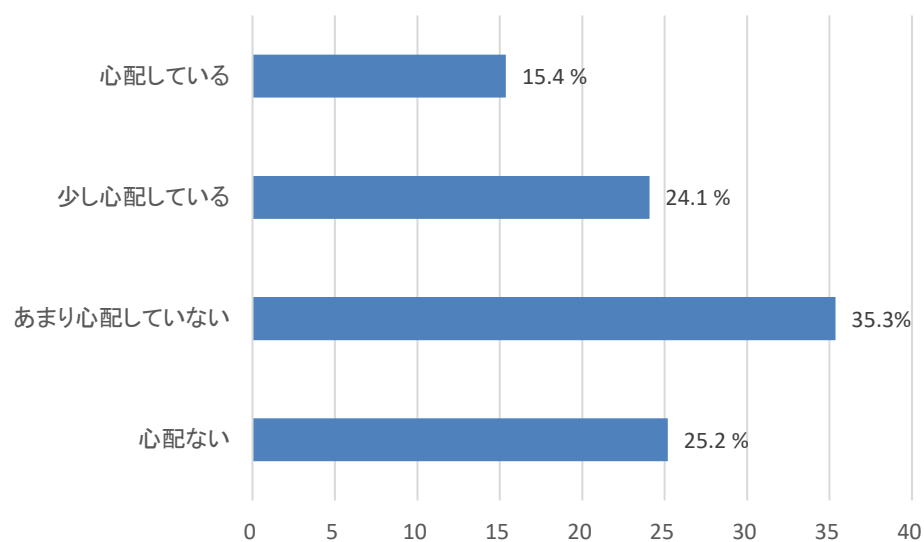
回答数：544



※15.8%の保護者が子の進路等の悩みを(あまり)聞いてあげられない状況にあります。

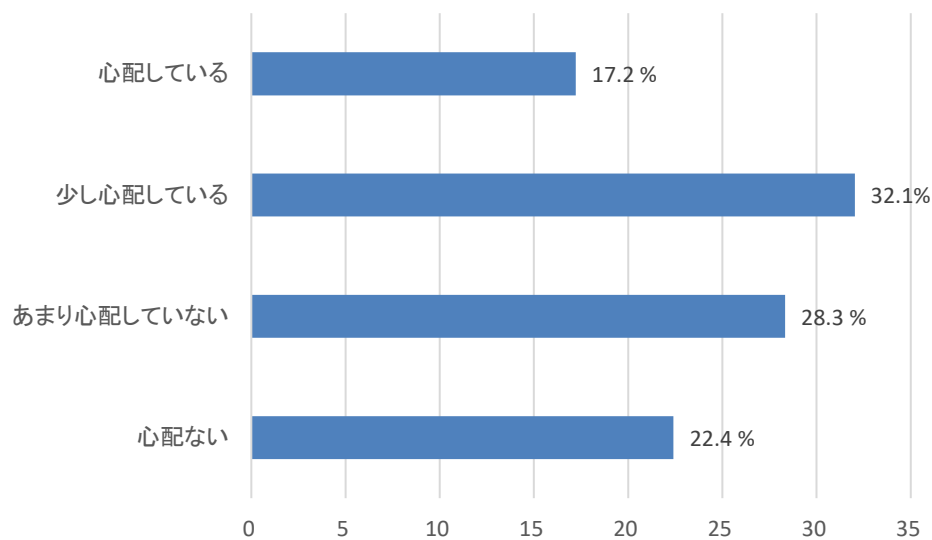
問9（4）お子さんの学習や進路について、どのように感じていますか。 回答数：540

○【同学年の子に比べて学力が低い】



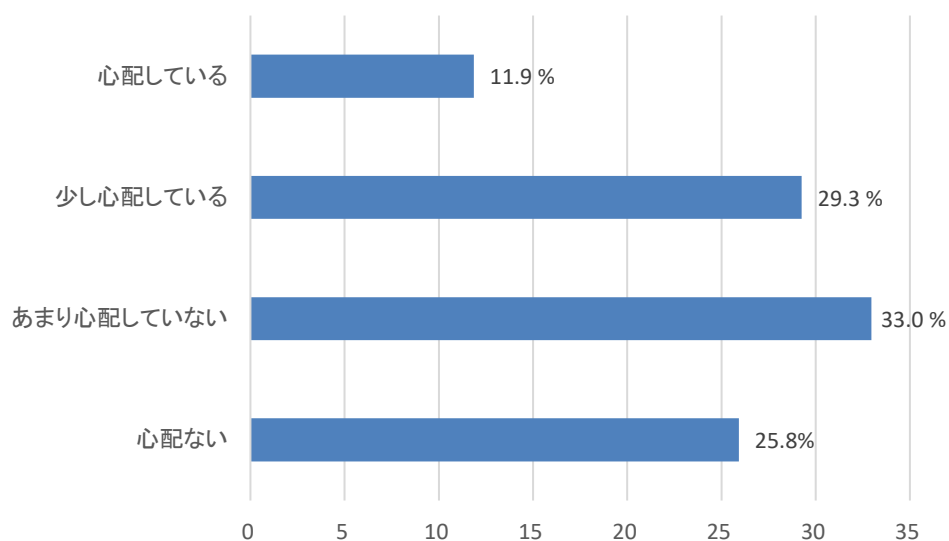
※**子どもの学力**について、39.5%の保護者が何らかの不安を感じています。

○【勉強する習慣が身につけていない】



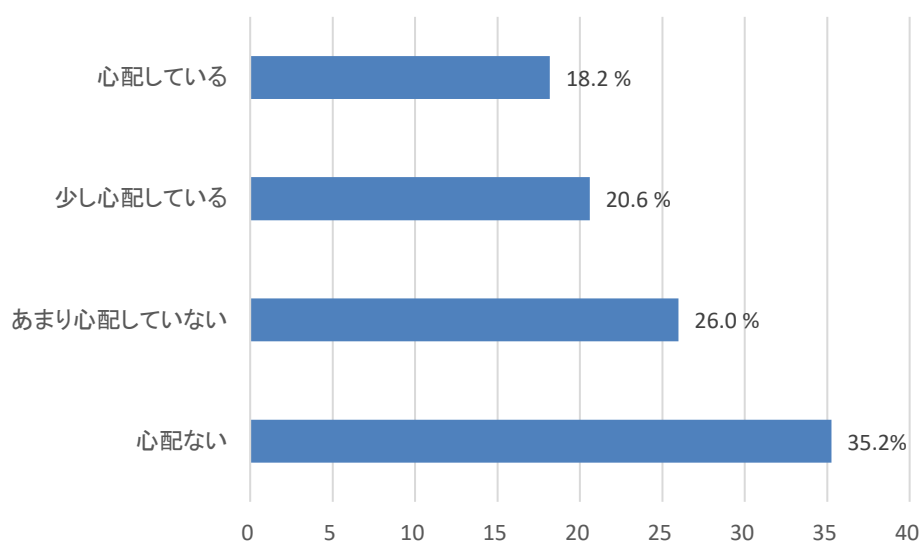
※**学習する習慣**について、49.3%の保護者が何らかの不安を感じています。

○【勉強をみてあげられない】



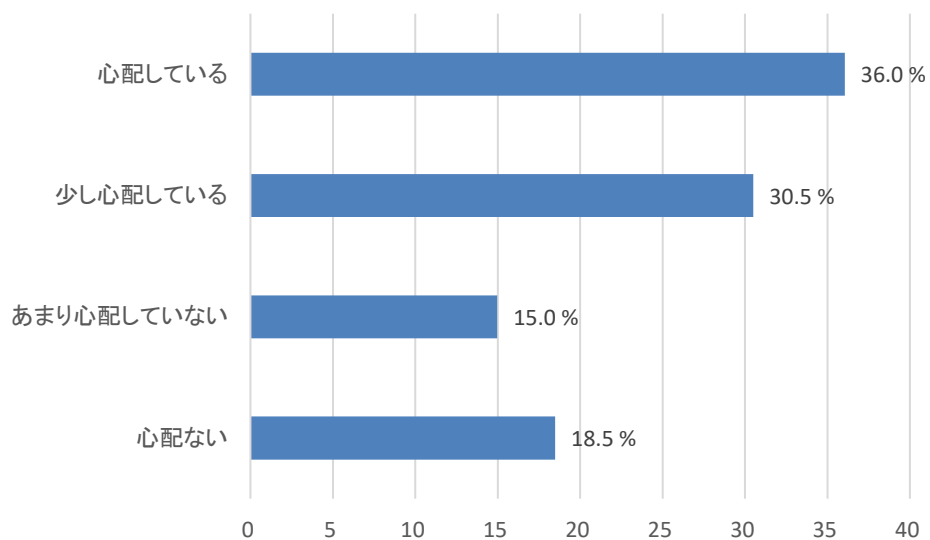
※勉強をみてあげられないことについて、41.2%の保護者が何らかの不安を感じています。

○【塾に通わせたいがお金がない】



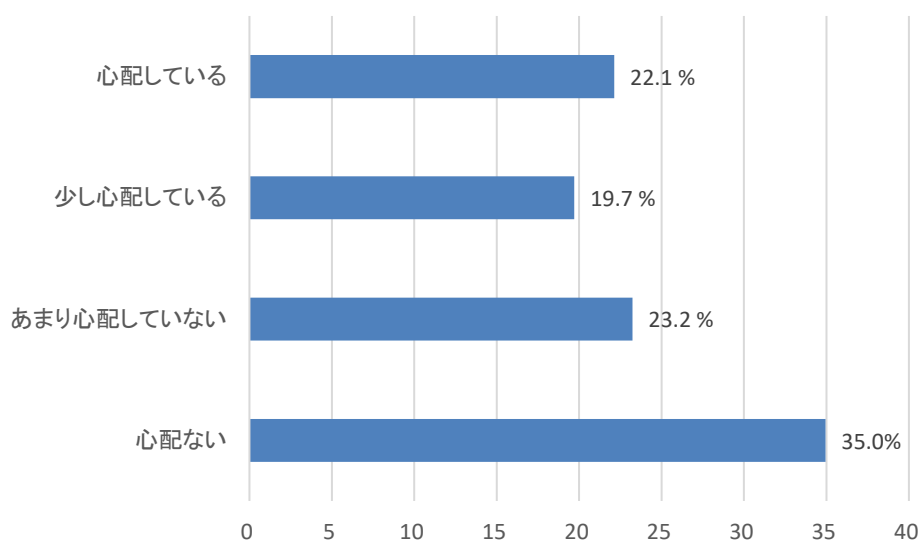
※通塾について、38.8%の保護者が**経済的な理由**で不安を感じています。

○ 【進学について学費等にお金がかかる】



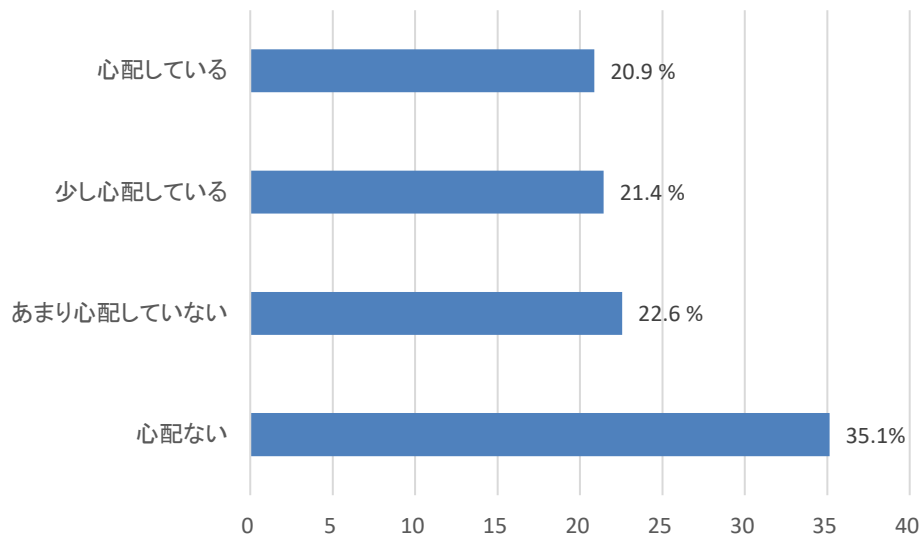
※**進学等の学費**について、66.5%の保護者が何らかの不安を感じています。

○ 【奨学金を利用したいが返済が不安】



※**奨学金の返済**に、41.8%の保護者が何らかの不安を感じています。

○【奨学金等の情報が無い】

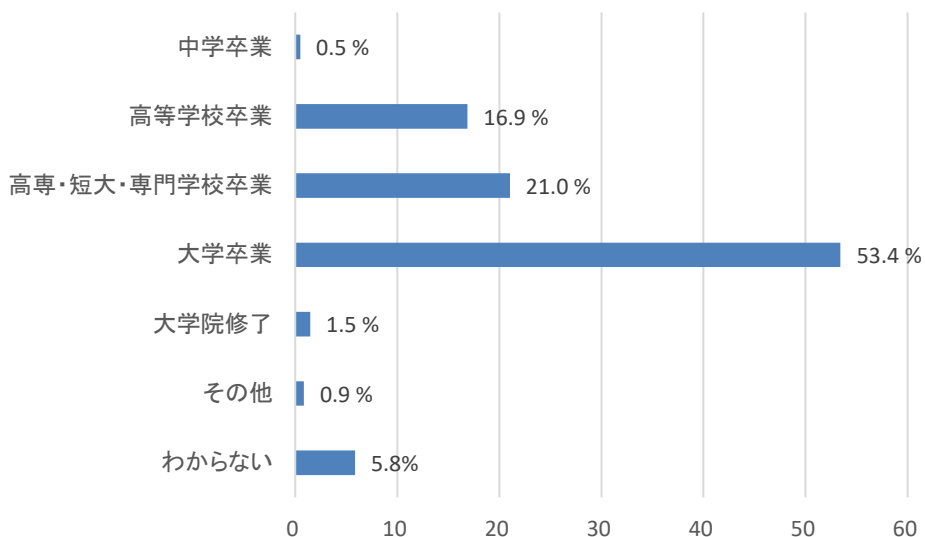


※奨学金等の情報について、42.3%の保護者が不安を感じています。

問10 お子さんの将来についてお尋ねします。

(1) 最終学歴について、どこまで希望しますか。

回答数：818

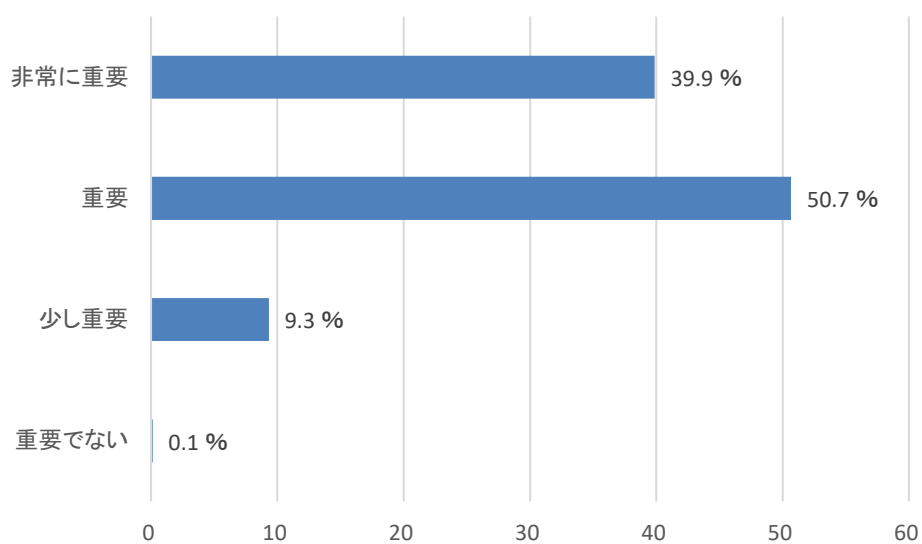


※92.8%の方が、お子さんに**高校卒業以上の学歴**を希望しています。

問10(2) お子さんの将来について、何が重要だと思いますか。

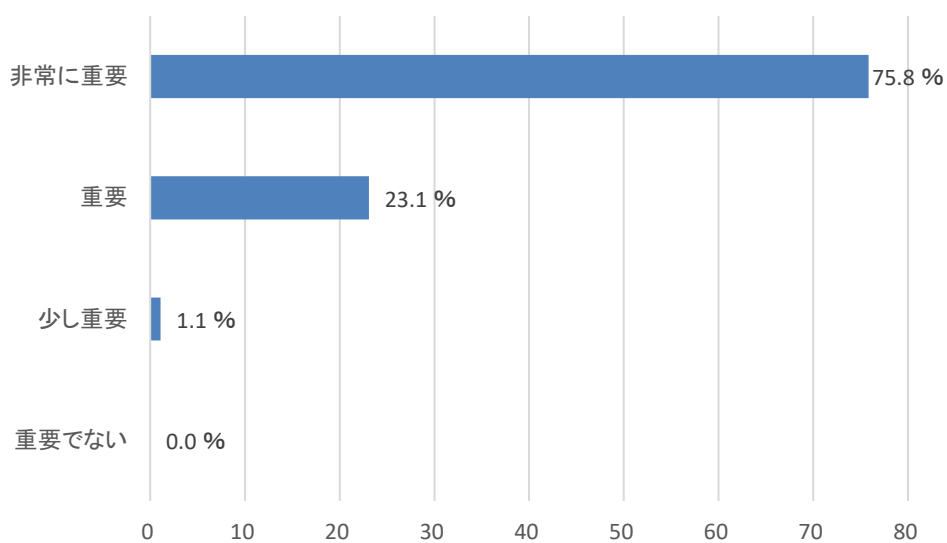
回答数：815

○【就職するために必要な学力を養うこと】



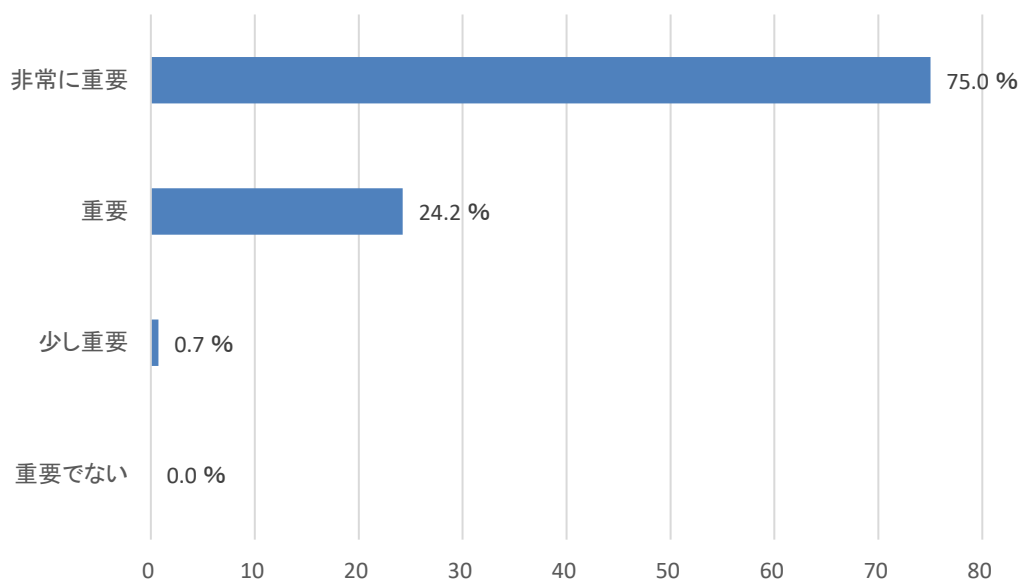
※ほとんどのの方が、**学力は必要**と思っています。

○【健康で体力があること】



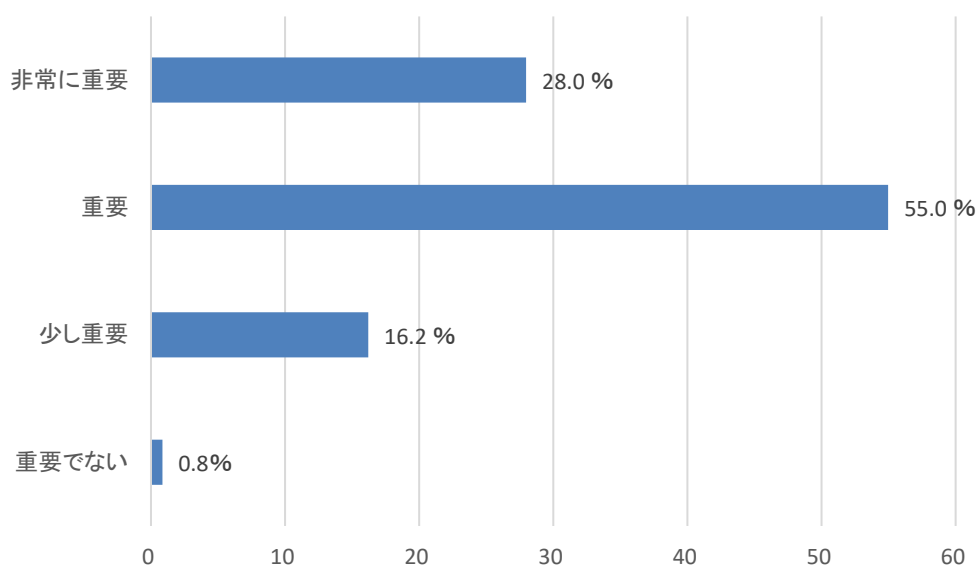
※全ての方が、**健康の大切さ**を認識しています。

○【人との関係を円滑に築けること】



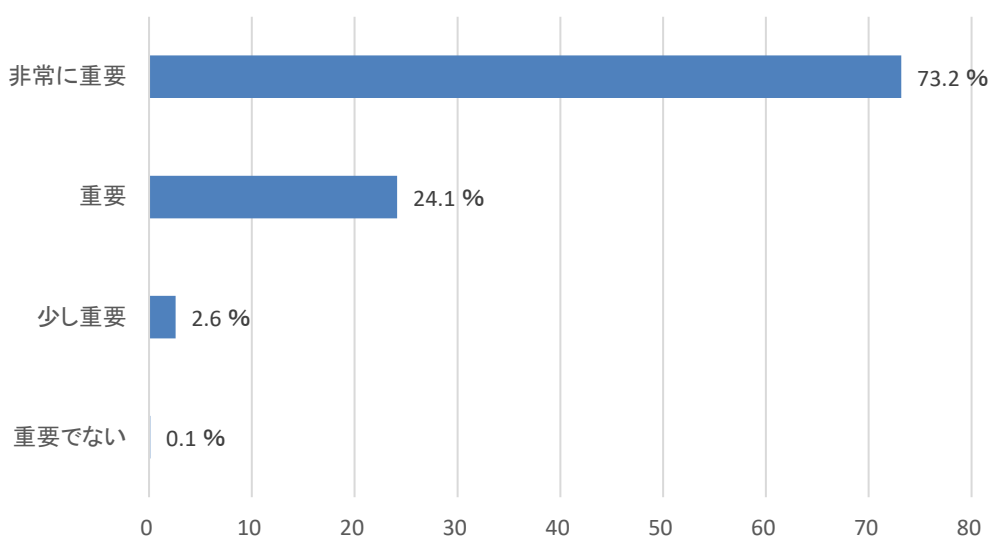
※全ての方が、**人間関係**は重要と思っています。

○【十分な収入が得られる職業に就くこと】



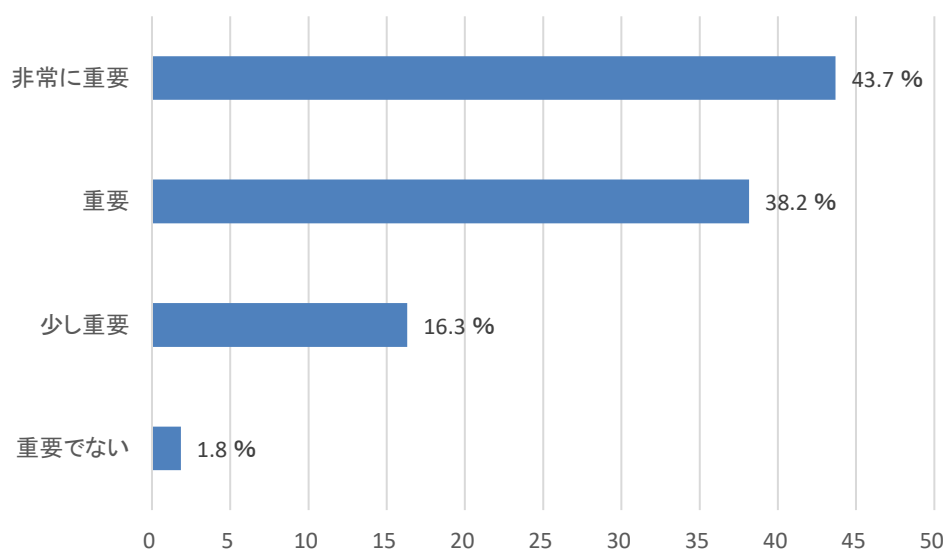
※99.2%の方が、**十分な収入が得られる職業に就くこと**は重要と思っています。

○【他人に迷惑をかけないこと】



※99.9%の方が、**他人に迷惑をかけないこと**を重要と思っています。

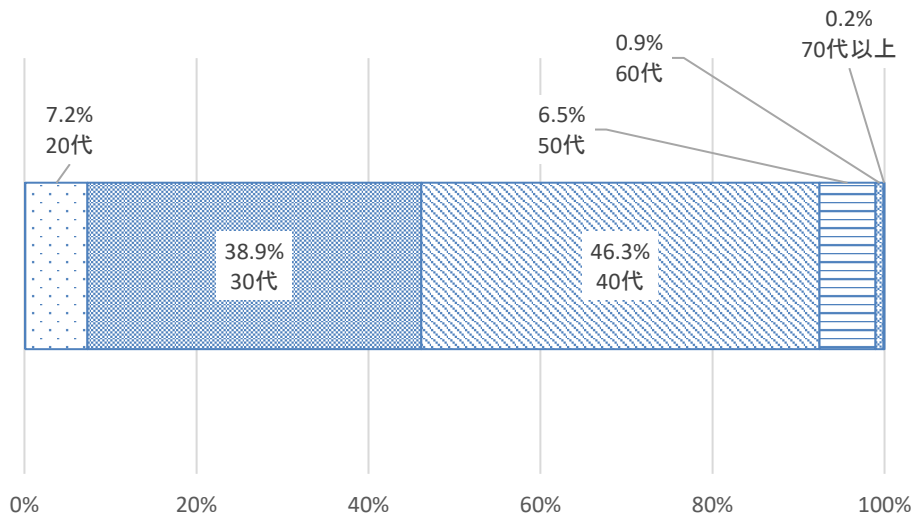
○【結婚して温かい家庭を築くこと】



※98.2%の方が、**家庭の温かさ**を必要と思っています。

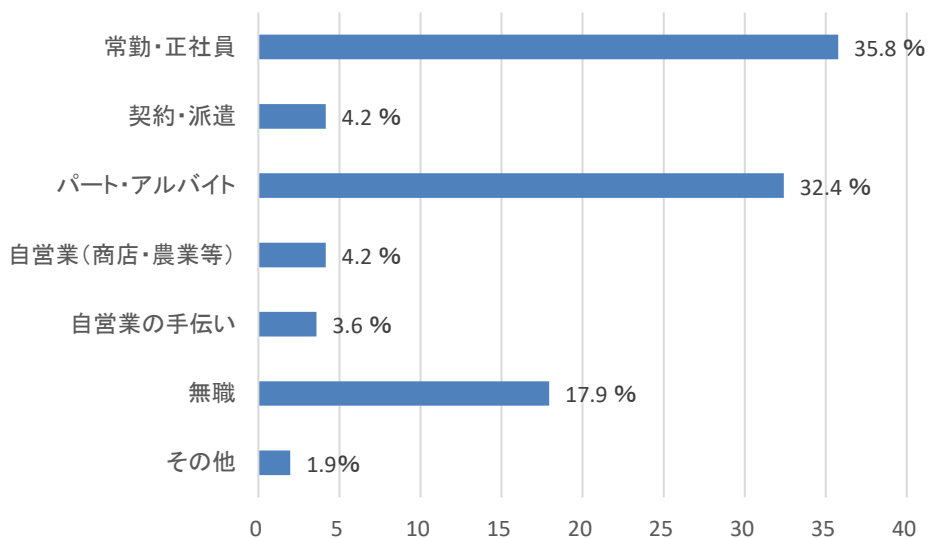
③ あなた（保護者）とその配偶者のことについて

問11 あなたの年代について 回答数：857



※30～40代が大部分を占めています。

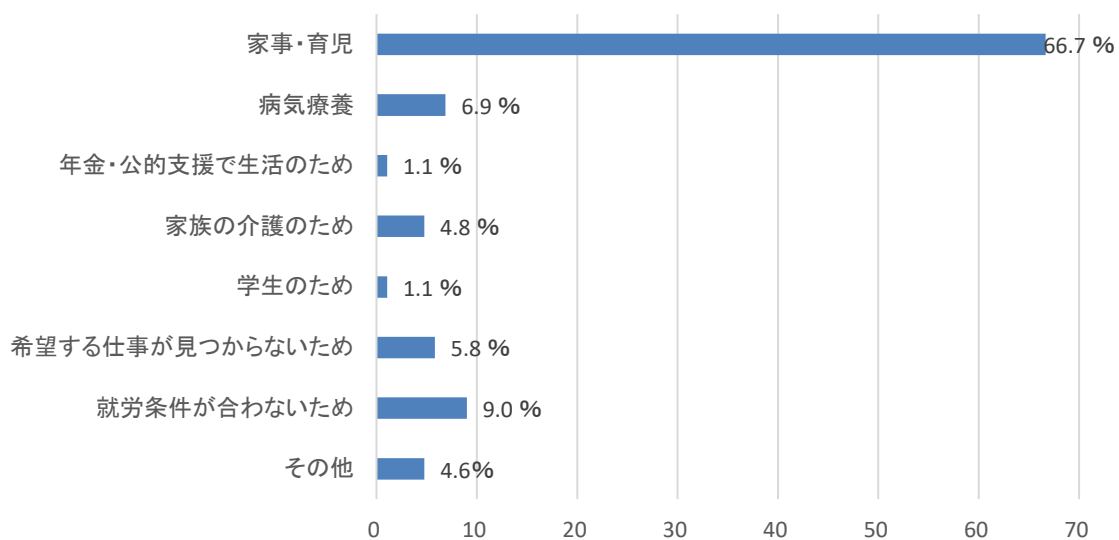
問12(1) あなたの現在の就労状況について 回答数：864



(その他主なもの：育児中・休職中 など)

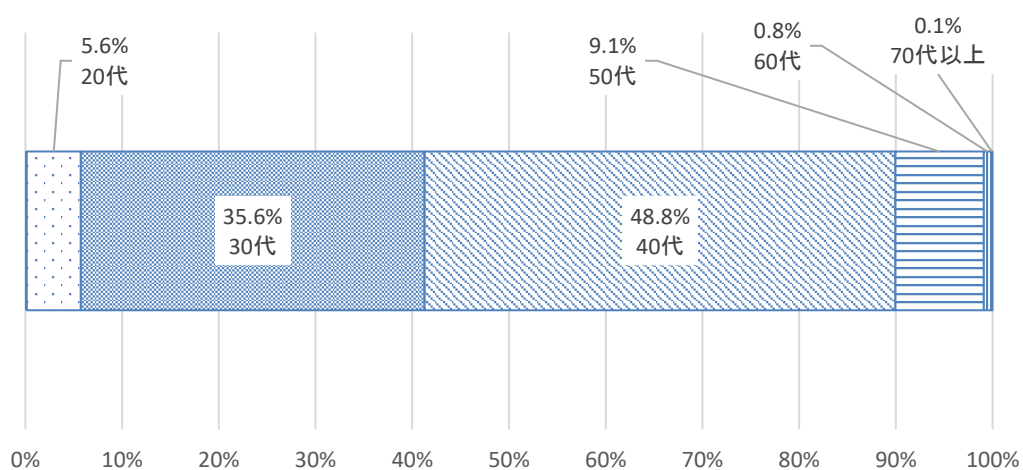
※アンケートの回答者の84%が母親のためか、36.6%が**契約・派遣、パート・アルバイト**となっています。

問12 (2) 前問で「無職」を選んだ方はその理由を教えてください。 回答数：189



※「無職」の理由として7割近くの回答者が**家事・育児のため**となっています。

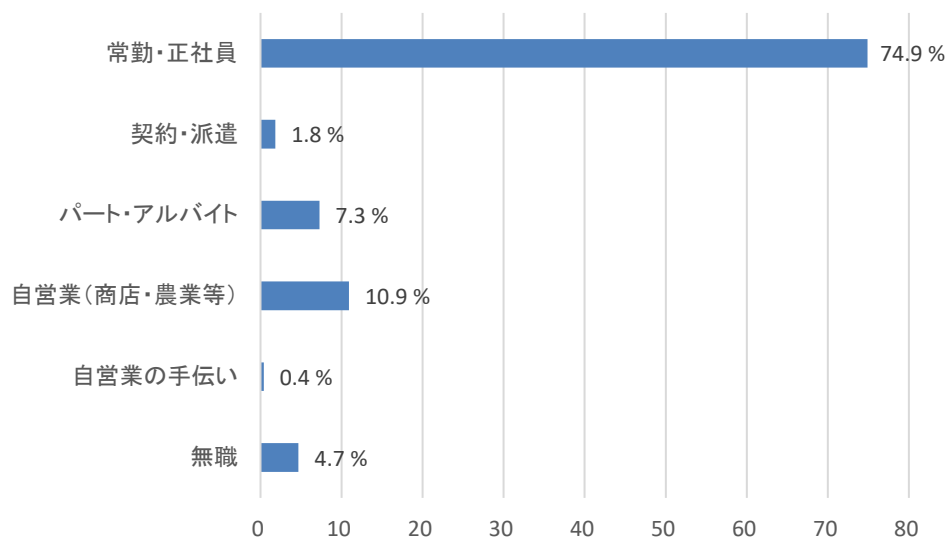
問13 あなたの配偶者の年代について 回答数：767



※**30～40代**が大部分を占めています。

問14(1) あなたの配偶者の就労状況について

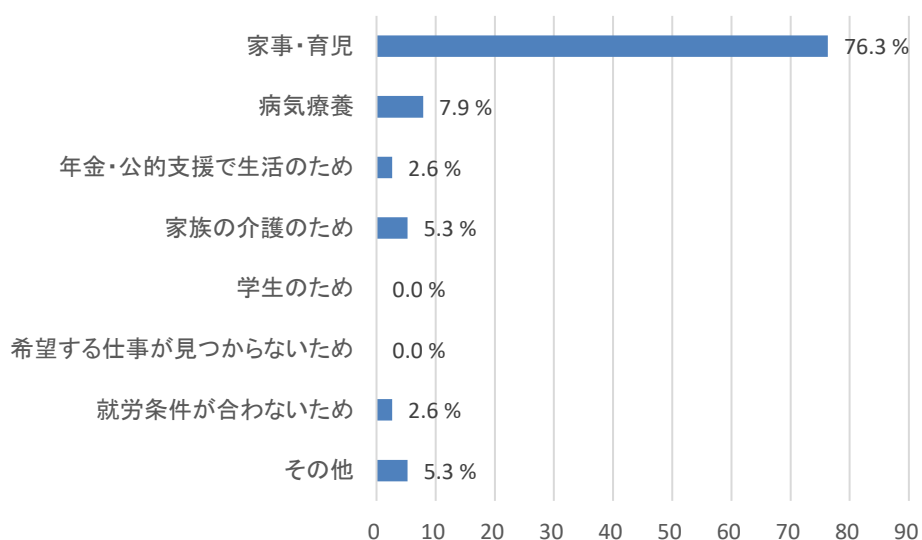
回答数：769



※アンケートの回答者の84%が母親のためか、対象者(父親)の74.9%が**常勤・正社員**となっています。

問14(2) 前問で「無職」を選んだ方は、その理由をお答えください。

回答数：38

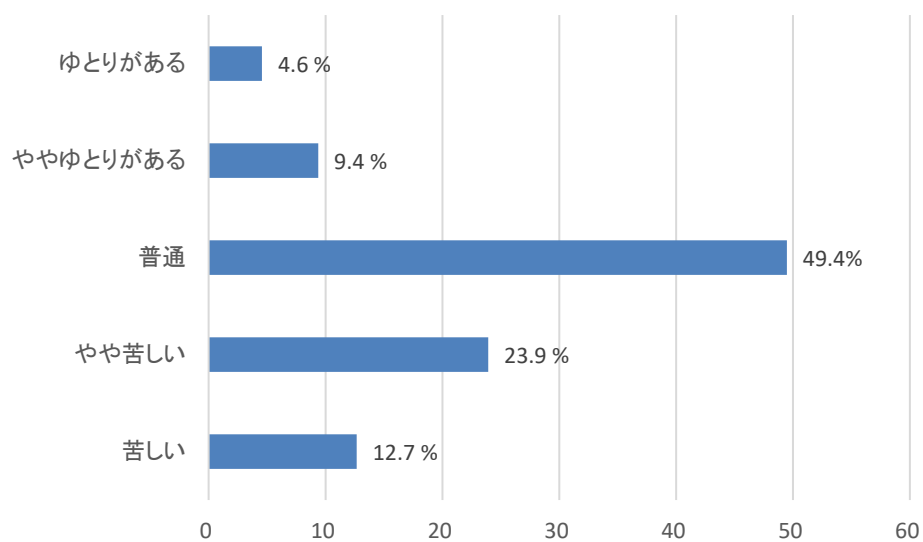


※「無職」の理由として7割近くの回答者が**家事・育児のため**となっています。

④あなたの世帯の経済状況について

問15 現在の生活状況について、どう感じていますか。

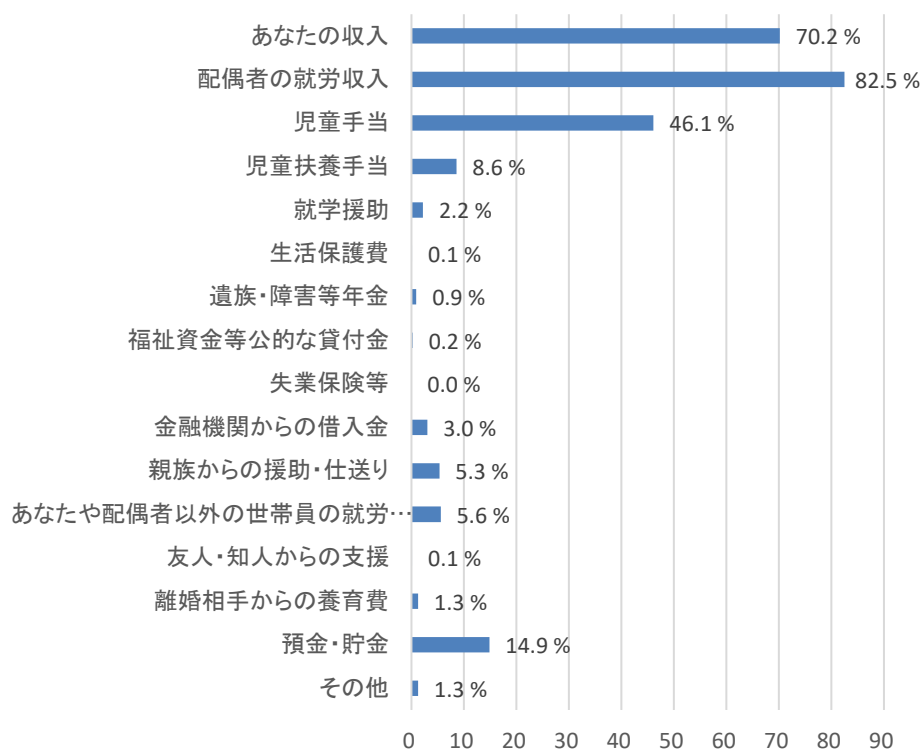
回答数：853



※36.6%の方が**生活苦**を感じています。

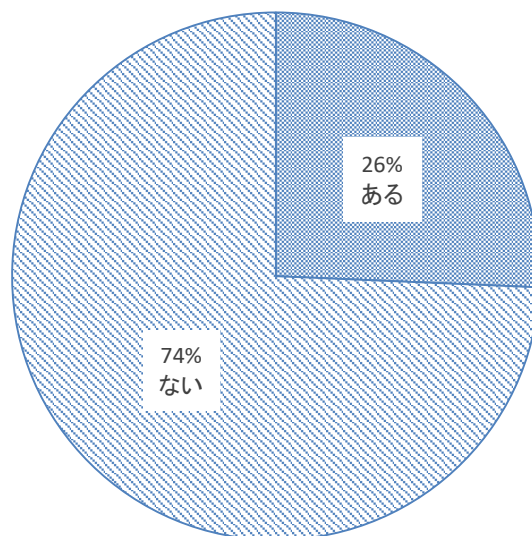
問16 現在、どのような収入等で生活していますか。(複数回答)

回答人数：861

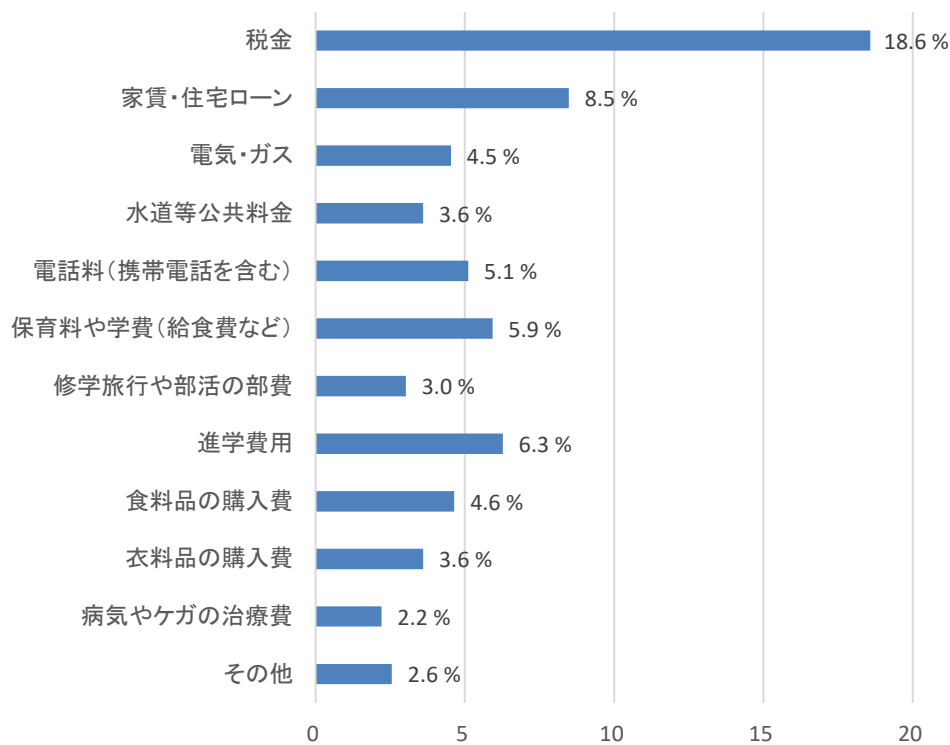


問17(1) 過去1年間に支払いに困ったことがありますか。

回答数：853



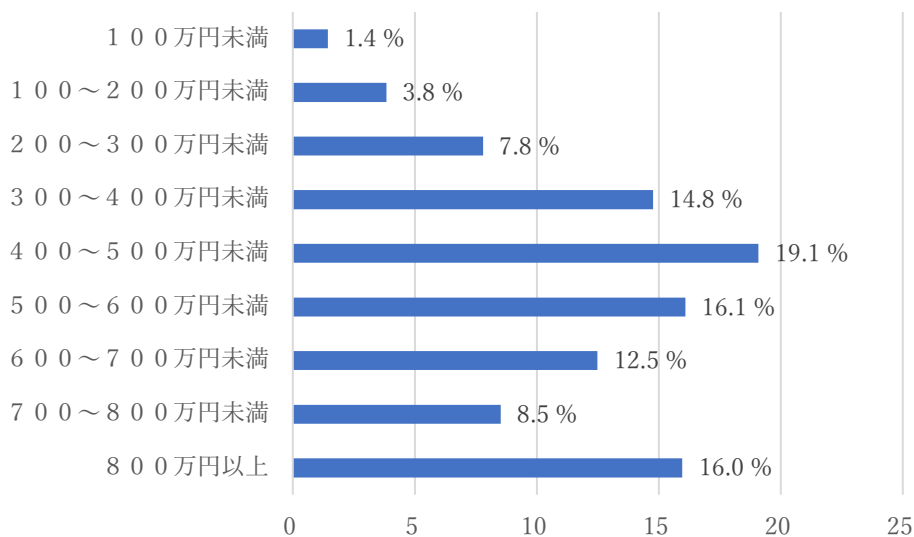
問17(2) 前問で「ある。」を選んだ方は、その内容について(複数回答) 回答数：861



(その他の主なもの：葬儀費用・車のローン(車検費用)など)

※15.2%の方が**子どもの学費等で困った**経験があります。

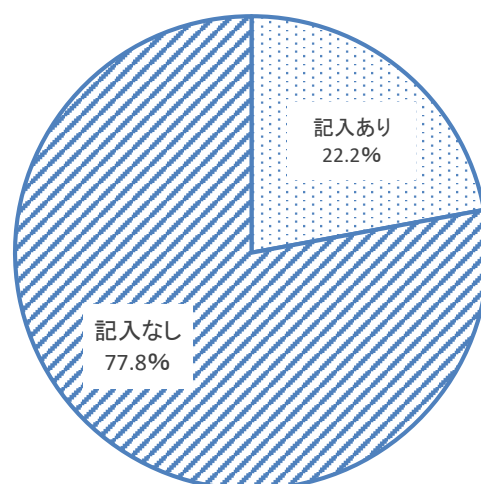
問18 平成28年中（平成28年1月1日～12月31日）の世帯としての総収入（養育費や手当等すべての収入を含む。）はどれくらいですか。 回答数：833



※13%の方が、収入300万円未満の世帯となっています。

問19 子どもの貧困やその対策についての意見を記入してください。

意見欄	実数
記入あり	191
記入なし	670
全体	861



○【自由意見の内容】

教育費や給食費の無償化についての意見が全体の30%を占めており、次いで生活苦や手当の増額に関する要望が20%となっています。また、子どもを社会で育てていく仕組みづくりや親がしっかりすべきとの意見も多数寄せられています。

自由意見	件数
保育園（幼稚園）から大学まで無償化すべきだ。	51
生活が苦しい。	15
児童手当の増額または18歳まで引き上げて欲しい。	11
子ども食堂の充実、フードバンクの活用が広がって欲しい。	10
収入が少なく子どもの将来が不安だ。	9
子どもは宝、皆で育てていく社会を作って欲しい。	8
親はしっかりすべきだ。（親の意識改革が必要）	8
給食費を無料化すべきだ。	7
本当に困っているのか、きちんと見て欲しい。	7
子どもの居場所（学習できる場所）を作って欲しい。	6
制服や体操着等が高い、リサイクル活用を推進して欲しい。	6
奨学金制度の広報及び内容の充実を図って欲しい。	5
勉強する環境の整備をして欲しい。	4
子ども医療費助成を高校生まで対象にして欲しい。	4
子育て中の未就業者に対して就労支援して欲しい。	4
貧困に関する広報を行い、大人が子どものSOSに気づいて欲しい。	4
児童手当は親に支給せず、給食費、学用品費に回すべきだ。	3
児童扶養手当を増額して欲しい。	3
子どものいる世帯に手厚い支援して欲しい。	3
税金は老人ではなく子ども中心に使って欲しい。	3
生活保護受給者の審査を厳しくしろ。	3
家でも学習させるべきだ。	2
塾の費用が高い。	2
利用手続き等を簡素化して利用しやすい学童保育にして欲しい。	2
保育士等を充実し、質の高い保育園（幼稚園）にして欲しい。	2
相談できる場所を増やし、いろいろな意見を聞いて欲しい。	2
子どもの貧困が理解できない。	2
収入だけで判断するな。	2
正規雇用を増やして欲しい。	1
子ども食堂へボランティアで参加したい。	1
転勤を繰り返す者にとって栃木市の人は親族の支援があって羨ましい。	1
合 計	191

【調査結果のまとめ】

① あなたの世帯状況（P11～P14）

世帯の人数や同居の家族状況、住まいの状況などから、持ち家があり両親と子の世帯が全体的に多いことが伺えます。また近隣に援助が頼める親族がいるとの回答が75%あり、自由意見の中にも「栃木市の方は、市外等に出る人が少ないのか、特に妻の実家近くに家を建てる人が多いように見え、親族の支援もあって羨ましい。」との回答等がありました。本市においては、比較的子育てについて協力が得られやすい環境にあると思われます。

【課題】子育てについて、近隣に協力してもらえる親族等がない方だけでなく、支援を必要とする方に対する支援体制の整備が求められています。

② お子さんのことについて（P15～P27）

子どもの起床・就寝等の生活習慣について、ごく僅かではあるが「わからない」との回答があり、心配な状況も伺えます。

進路等の将来については、90%以上の方が学歴は高等学校卒業以上、健康で十分な収入が得られる職業に就くことなどを望んでいます。そのためか、子どもの学習については約40%以上の方が、学力や勉強する習慣、通塾のこと、学費等のことで何らかの不安を感じていることが伺えます。また、自由意見においても、多くの方から大学までの教育費無償化をとの声が寄せられています。

【課題】生活習慣や食習慣に関する配慮した支援が必要です。また、経済的理由により学習の機会が損なわれないよう、学習支援や奨学金等の拡充が求められています。

③ あなた（保護者）とその配偶者のことについて（P28～P30）

就労状況については、70%以上の方が常勤・正社員、パート・アルバイトと回答しており、無職と答えた方の約70%は、家事・育児となっています。

【課題】パート・アルバイト、派遣・契約社員など不安定な状況で働いている方もいるため、正規雇用により安定した収入が確保できるよう、ハローワーク等と連携した就労支援が求められています。

④ あなたの世帯の経済状況について（P31～P33）

回答者の多くが、夫婦の就労収入で生活しているが、13%の方が世帯の総収入300万円未満となっており、約37%の方が、生活状況が苦しいと感じています。また、26%の方が過去1年間に支払いに困った経験があり、税金や公共料金、家賃・住宅ローンの支払いに困った方が多い中、15%の方が子どもの学費等で困ったと回答しています。

【課題】 各種手当や医療費助成、貸付等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援の充実を図り、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援を行うことが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 「子どもの貧困」についての考え方

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」において、子どもの貧困がどのような状態を指すかについては、明確に定義されていません。

一般的に貧困といった場合には、食べるものにも困り、衣服や住むところも満足でない状態を想像しますが、厚生労働省で実施される「国民生活基礎調査」では、一定の収入はあるため、衣食住で困窮を極めるまでには至りませんが、子どもの成長や学習に必要な物が不足したり、社会的・文化的な経験の機会が十分でなかったりといった「相対的貧困」を貧困として捉え、相対的貧困率を公表（P3 参照）しています。

本市の「相対的貧困率」については、「国民生活基礎調査」で実施するような調査は難しいことから、実態を詳細に把握することはできません。

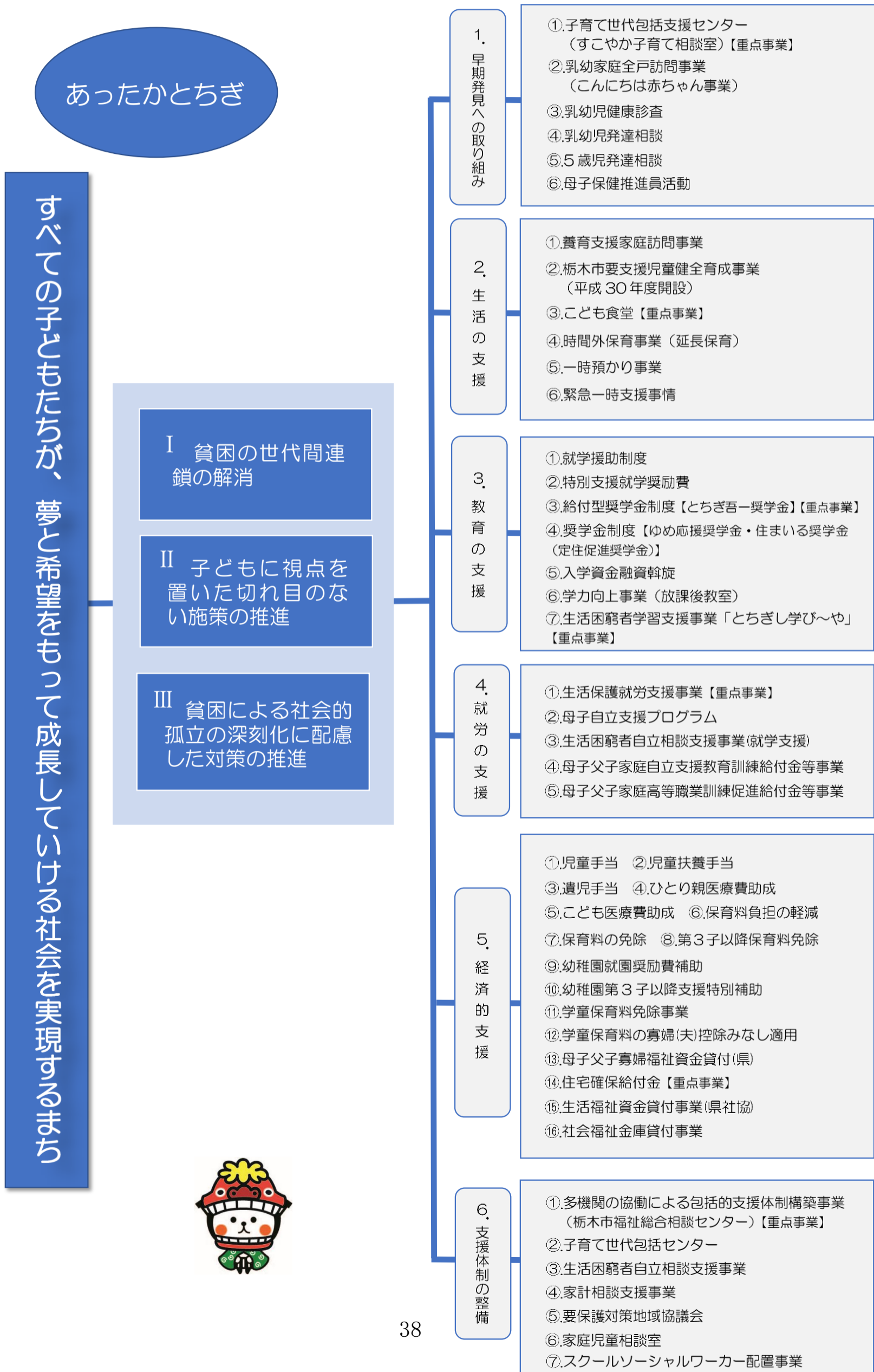
そのため、本市に居住する方の経済状況をだまかに把握するものとして、一例としては生活保護の受給世帯の割合を示す保護率があげられ、本市の保護率は 0.948%（平成 28 年度）となっており、全国平均や県平均を下回る状況（P5 参照）にあることから、比較的豊かな地域とも考えられます。

しかしながら、地域の実情を把握するため実施したアンケート調査（P11～P34）において、世帯の総収入 300 万円未満と回答された方が 13%となっており、生活が苦しいと感じている方が 36.6%といった状況にあることがわかりました。

さらに、アンケートの回答から保護者の多くが子どもの学歴は高等学校卒業以上、健康で十分な収入が得られる職業に就くことを望んでおり、40%以上の方が経済的な困窮状態により、子どもの成長や学習の機会が損なわれることに対して、何らかの不安を感じていることも見えてきました。

これらのことから、栃木市における「子どもの貧困」を家庭における経済的問題のみでなく、保護者の養育力・教育力不足や配偶者暴力等を要因として、生活習慣の乱れ、不健康や不衛生、学力不足、虐待（ネグレクト）などの困難な問題に直面している子どもたちの状況を「貧困」と定義し、貧困は家族や本人の努力だけでは改善することが難しいため、市の関係各課、児童相談所や社会福祉協議会、学校、地域（市民）などと連携・協力して子どもの貧困対策の推進に取り組みます。

2 体系図



3 基本理念

すべての子どもたちが、夢と希望をもって成長していける社会を実現するまち
“あったかとちぎ”

子どもは、本市の将来を担う大切な宝です。貧困は、子どもたちの生活や成長に様々な影響を及ぼしますが、その責任は子どもたちにはありません。

子どもの貧困問題を社会全体でとらえ、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策は極めて重要であり、その対策を総合的に推進していく必要があります。

このことから、子どもの貧困対策の意義や国の大綱を踏まえ、計画の基本理念を『すべての子どもたちが、夢と希望をもって成長していける社会を実現するまち“あったかとちぎ”』とし、その実現を目指します。

4 計画の方向性

I 貧困の世代間連鎖の解消

子どもの貧困は、自己責任ではなく社会全体の問題としてとらえ、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、本市の将来を支える人材を育成する施策を推進します。

II 子どもに視点を置いた切れ目のない施策の推進

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、第一に子どもに視点を置いて、支援を必要とする子どもとその家族の実情を適切に把握し、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が享受できるように取り組みます。

III 貧困による社会的孤立の深刻化に配慮した対策の推進

貧困の状況にある子どもについては、貧困に伴い、様々な不利な状況に置かれるばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、生活することが一層困難な

状況に置かれてしまうことが指摘されています。社会的孤立に陥ることのないよう、子どもやその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等に配慮した対策を推進します。

5 施策の柱

基本施策1 早期発見への取り組み

妊娠期・乳幼児期から関係機関と連携して、貧困のリスクの高い方の早期発見に取り組みます。

基本施策2 生活の支援

貧困により、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥らないよう家事・子育ての支援に取り組みます。

基本施策3 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲を持ち、能力や可能性を最大限に生かせるように学習環境の整備や学びを支える体制づくりに取り組みます。

基本施策4 就労の支援

生活困窮者やひとり親家庭の生活安定が図られるよう、ハローワーク等関係機関と連携しながら就労相談や資格取得に対する給付等の支援に取り組みます。

基本施策5 経済的支援

経済的な負担軽減を図るため、各種手当、助成や貸付制度等の活用促進への周知を推進し、支援に取り組みます。

基本施策6 支援体制の整備

子どもの貧困は、多面的・複合的な要素を持っているため、教育と福祉、保健医療が一体となり早期解決に努めます。

第4章 施策の展開

栃木市における子どもの貧困とは、家庭における経済的問題のみでなく、保護者の養育力・教育力不足や配偶者暴力等により、生活習慣の乱れ、不健康や不衛生、学力不足、虐待（ネグレクト）などの困難な問題に直面している子どもたちの状況を貧困として捉え、施策の展開を図ります。

基本施策1 早期発見への取り組み

貧困の問題は、困窮者自らが窮状を訴えることがなく、見えにくい状況にあることが、問題を深刻化していく一因となっています。そのため、早い段階で発見し迅速な支援をすることが大変重要です。貧困状況にある家庭に、支援の手が差し伸べられるよう関係機関と連携して早期発見に努めます。

事業名	H30 実施区分	内容及び対象者	担当課及び 関係機関	
虐待及び養育力不足の早期発見	①.子育て世代包括支援センター（すこやか子育て相談室）【重点事業】	継続	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談支援を行い、関係機関と共に切れ目のない支援体制を作っていきます。	健康増進課
	②.乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	継続	子育ての孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する助言や情報提供等の支援を行います。	健康増進課
	③.乳幼児健康診査	継続	4か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、医師や歯科医師による診察や保健師等による育児相談を行い、乳幼児の病気の早期発見や母親の育児支援を行います。	健康増進課
	④.乳幼児発達相談	継続	乳幼児健康検診や相談・訪問等において、成長発達の遅れが認められた児を対象に、医師の診察や専門職による発達検査を行い、育児相談や早期療養につなげる支援を行います。	健康増進課
	⑤.5歳児発達相談	継続	年中児を対象に発達相談を行い、3歳児健診までに発見されにくい軽度発達障がい等の早期発見及び支援を行います。	健康増進課
	⑥.母子保健推進員活動	継続	母子保健推進員が妊産婦や乳幼児等の家庭を訪問し、育児相談、乳幼児健康健診等の受診勧奨を行うほか、地域と行政のパイプ役を担います。	健康増進課

基本施策2 生活の支援

生活が困窮している世帯では、生活習慣や健康、子育てに関する意識、ひとり親世帯では仕事と子育ての両立などの様々な課題が混在し、心理的・社会的に孤立してしまう状況にあります。家事・子育て支援、支援を要する子どもを対象とした支援などの充実に取り組みます。

事業名		H30 実施区分	内容及び対象者	担当課及び 関係機関
生活 習慣 の 改 善 及 び 保 護 者 の 育 児 負 担 の 軽 減	①.養育支援家庭訪問 事業	継続	児童虐待の早期発見・未然防止を図るため、要支援家庭（乳幼児から小学生家庭）を養育支援員が訪問して、家事援助・育児相談・指導を行います。	子育て支援課
	②.栃木市要支援児童 健全育成事業 (平成30年度開設)	新規	要支援児童（17歳以下）に対し、食事や入浴、学習等ができる居場所を提供し、大人との交流を図りながら、健全な育成と自立の促しを目的として市内1か所に開設します。	子育て支援課
	③.こども食堂 【重点事業】	拡充	小・中学生を対象に食事と遊び、学習の不安を解消するため、安心して過ごせる居場所として、市内1か所で毎月第2土曜日（8:00～17:00）に開設しています。	子育て支援課
	④.時間外保育事業 (延長保育)	継続	保育認定を受けた子ども（0～5歳児）について、通常の利用時間以外の時間において、保育園、認定こども園等で保育を行います。	保育課
	⑤.一時預かり事業	継続	保護者の外出、急病、育児疲れ等多様なニーズに対応するため、乳幼児（0～5歳児）を保育園等において、一時的に預かり保育を行います。	保育課
	⑥.緊急一時支援事業	継続	緊急一時的に生活困窮状態にある者に対して、生命の維持及び相談期間を確保するため、米、缶詰め等の食糧や調理器具等の物資を支給します。	社会福祉協議会

基本施策3 教育の支援

貧困の世代間連鎖を解消するため、家庭の状況にかかわらず、学び意欲のあるすべての子どもが、能力や可能性を最大限に生かせるよう、関係機関が協力して学習機会の提供や学びを支える体制づくりを総合的に推進して行きます。

事業名	H30 実施区分	内容及び対象者	担当課及び 関係機関	
学習 機 会 の 提 供 及 び 学 び を 支 え る 体 制 づ く り	①.就学援助制度	継続	小中学生のいる生活保護及び生活困窮世帯を対象として、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校給食費、学用品等の必要な費用の援助を行います。	教育総務課
	②.特別支援就学奨励費	継続	公立小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて、必要な学用品費等を支給します。	教育総務課
	③.給付型奨学金制度【とちぎ吾一奨学金】 【重点事業】	新規	経済的理由で、大学・短大・高等専門学校・専修学校に進学が困難な状況にある高校3年生に対して、栃木市の発展に寄与する有為な人材を育成することを目的に、返還の必要ない奨学金を給付します。給付額月30,000円（定員10人以内）	教育総務課
	④.奨学金制度【ゆめ応援奨学金・住まいる奨学金（定住促進奨学金）】	継続	高等学校・短大・大学・専門学校等に入学予定または在学中の者を対象として、意欲と能力のある生徒が経済的理由に関わらず、進学の手続きが得られるよう、奨学金を貸付します。 【ゆめ応援奨学金】（定員20人以内） 高校等 月額12,000円 大学等（自宅通学者）月額30,000円 （自宅外通学者）月額40,000円 【住まいる奨学金】（定員50人以内） 月額20,000円 ※返還免除制度有	教育総務課
	⑤.入学資金融資斡旋	継続	私立高校、私立短期大学、私立大学に入学する際の、入学資金の融資を斡旋します。（私立高校20万円、私立短期大学および私立大学等100万円を限度）	教育総務課
	⑥.学力向上事業（放課後教室）	継続	希望する小学生に対し、放課後等に1人1人の課題に応じた支援を行うことにより、学習意欲を高め、基礎・基本を定着させ、学力向上を図ります。	学校教育課

	事業名	H30 実施区分	内容及び対象者	担当課及び 関係機関
学習機会の提供及び学びを支える体制づくり	⑦.生活困窮者学習支援事業「とちぎし学び～や」 【重点事業】	拡充	生活困窮世帯や学習環境に課題のある世帯の中学生に、学習の場を提供すると共に継続的な学習支援を行い、学力の向上を支援します。 ○習熟度別学習（5月～3月）市内2か所 毎週土曜日 10:00～12:00／13:00～16:00 ○短期集中型学習（夏休み期間）市内3か所 8月上旬 10:00～12:00／13:00～16:00	社会福祉協議会



基本施策4 就労の支援

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるためには、一定の収入を得ることが重要です。そのため、生活困窮者やひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、自立に向けた相談や学び直しの支援、ハローワークと連携した就労機会の確保、仕事と子育ての両立のための支援など、就労の支援に取り組みます。

事業名	H30 実施区分	内容及び対象者	担当課及び 関係機関	
保護者への就労機会の確保及び学びの支援	①.生活保護就労支援事業 【重点事業】	継続	就労支援相談員を配置し、ハローワークと連携して生活保護受給者に対する就労相談や就労に向けた準備指導を実施します。	生活福祉課
	②.母子自立支援プログラム	継続	母子家庭の自立した生活支援のため、母子自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭の母に対する就労相談を実施します。	子育て支援課
	③.生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）	継続	生活困窮者の自立促進を目的として、ハローワークの協力のもと、就労相談を実施します。	社会福祉協議会
	④.母子父子家庭自立支援教育訓練給付金等事業	継続	ひとり親家庭の母または父が、雇用保険制度の指定教育訓練講座を受講し修了した場合に、経費の一部（受講料等 60%）を支給します。	子育て支援課
	⑤.母子父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	継続	ひとり親家庭の母または父が、看護師や介護福祉士、保育士等の養成機関で1年以上修業する場合に、修業期間中の生活費負担軽減のため3年を限度に給付金（月額 100,000 円または 70,500 円）を支給します。	子育て支援課

基本施策5 経済的支援

さまざまな事情により貧困の状況にある世帯の生活を下支えするために、生活保護や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付け、医療費助成や減免制度等の支援サービスを組み合わせて提供できるよう、経済的な支援に努めます。

事業名	H30 実施区分	内容及び対象者	担当課及び 関係機関
子育ての 経済的 負担の 軽減	①.児童手当	継続 中学校修了までの子どもを養育している保護者等 に対して、手当を支給します。 3歳未満 月額 15,000円 3歳以上小学校修了前 月額 10,000円（第3 子以降は 15,000円） 中学生 月額 10,000円	子育て支援課
	②.児童扶養手当	継続 父または母と生計を同じくしていない子どもを養 育している家庭等の生活の安定と自立の促進のため、 監護している父または母等に手当を支給しま す。 手当額（全部支給）42,290円 （一部支給）9,980円～42,290円 ※2人の場合には5,000円～9,980円を加算。 3人目からは、3000円～5,990円を加算。	子育て支援課
	③.遺児手当	継続 父母の一方または両方を失った義務教育修了前の 子どもの健全育成のため、児童 1人につき月額 3,000円を支給します。	子育て支援課
	④.ひとり親医療費助 成	継続 病気やケガで保険適用になる診療を受けた場合の 医療費（一部負担分）を助成します。（対象者：18 歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童 を扶養する配偶者のない親とその該当児童）ひと り親医療費助成申請書に領収書を添付して、担当 窓口へ提出後助成されます。	保険医療課
	⑤.こども医療費助成	継続 病気やケガで保険適用になる診療を受けた場合の 医療費（一部負担分）を助成します。（対象者：中 学3年生までの子）こども医療費受給資格者証と 健康保険証を提示することにより、保険診療分の 窓口負担が基本的に不要になります。	保険医療課

事業名	H30 実施区分	内容及び対象者	担当課及び 関係機関	
子育ての 経済的負担の 軽減	⑥.保育料負担の軽減	継続	同時に2人以上の子どもが保育園に在籍する場合、2人目の子の保育料の一部を負担します。	保育課
	⑦.保育料の免除	継続	経済的理由により保育料負担が困難な世帯の保育料を免除します。	保育課
	⑧.第3子以降保育料免除制度	継続	子どもを3人以上養育する保護者に対して、第3子以降の子どもの保育料を免除します。	保育課
	⑨.幼稚園就園奨励費補助	継続	幼稚園に通園している子どものいる世帯に対し、保護者の所得に応じて保育料の一部を補助します。	保育課
	⑩.幼稚園第3子以降支援特別補助	継続	子どもを3人以上養育する保護者に対して、保護者の所得に応じて、第3子以降の幼稚園に通園している子どもの保育料を補助します。	保育課
	⑪.学童保育料免除事業	継続	同一世帯から2人以上の児童が、学童保育を利用する場合の保育料を免除します。	子育て支援課
	⑫.保育料・学童保育料の寡婦(夫)控除みなし適用	継続	婚姻歴のないひとり親世帯に対し、税制上の寡婦(夫)控除が適用されているとみなして、学童保育料を算定します。	子育て支援課
	⑬.母子父子寡婦福祉資金貸付(県)	継続	母子父子寡婦家庭の経済的自立とその扶養する児童の福祉の増進のため、ひとり親家庭の母・父・寡婦に対して修学資金、修業資金等の各種資金を貸出します。(窓口は、市)	子育て支援課
	⑭.住宅確保給付金【重点事業】	継続	離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した者または喪失するおそれがある者に対して、住宅確保のために家賃相当分(生活保護基準額)を支給します。	社会福祉協議会 生活福祉課
	⑮.生活福祉資金貸付事業(県社協)	継続	低所得者、障がい世帯、高齢者世帯等の経済的自立支援を目的とし、民生委員児童委員の生活援助指導と併せて、生活支援費等の各種資金を貸付けします。(窓口は、市社協)	社会福祉協議会
⑯.社会福祉金庫貸付事業	継続	栃木市において生活保護申請後、開始されるまでの生活維持のため、一時支援資金(1世帯当たり上限額5万円)を貸付けします。	社会福祉協議会	

基本施策6 支援体制の整備

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、地域における関係者や関係機関との連携・協力は不可欠であり、地域の実情を踏まえて、子どもの発達・成長段階に応じて、切れ目なく取り組むことが重要です。教育と福祉、保健医療が一体となった支援体制を整備していきます。

事業名	H30 実施区分	内容及び対象者	担当課及び 関係機関
①.多機関の協働による包括的支援体制構築事業（栃木市福祉総合相談センター） 【重点事業】	継続	各相談機関の横断的な連携体制を構築し、各機関を繋ぐコーディネーター役の包括化推進員5名を配置し、包括的な支援を行うと共に相談窓口の一本化を図ります。	地域包括ケア推進課
②.子育て世代包括支援センター	継続	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み、発達障がい、虐待、子どもの貧困等の課題に対して、継続的な相談支援を実施すると共に切れ目のない支援体制作りを行います。	健康増進課
③.生活困窮者自立相談支援事業	継続	生活困窮者からの相談に応じて、抱えている課題を把握・整理して支援プランを作成し、市（関係各課）や関係機関との連携を図りながら包括的、継続的に支援します。	社会福祉協議会
④.家計相談支援事業	継続	家計に関する相談を受け、家計管理の支援、滞納解消や各種制度利用に向けた支援、債務管理に関する支援、貸付のあっせん等を行います。	社会福祉協議会
⑤.要保護対策地域協議会	継続	多くの機関が情報を共有し、共通理解を図りながら、要保護児童の支援方針を決定し、担当者が児童相談所等関係機関と連携・協力して支援します。	子育て支援課
⑥.家庭児童相談室	継続	家庭相談員3名が、17歳以下の子とその家庭の家庭児童福祉に関する悩みについて、電話相談や来所相談、必要に応じて家庭訪問による相談を受け付け支援します。	子育て支援課
⑦.スクールソーシャルワーカー配置事業	継続	スクールソーシャルワーカー2名が、学校内や家庭において問題を抱える児童・生徒に対して、家庭や学校、地域との連携に努め支援します。	学校教育課

各基本施策における重点事業

【基本施策1】早期発見への取り組み

① 子育て世代包括支援センター(すこやか子育て相談室) [平成30年度継続] (P41)

《現状》妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みについて円滑に対応するため、妊娠、出産、育児に関する相談支援や各関係機関との調整等を行っているが、開設から間もないこともあり認知度が低い等の課題がある。

《今後》ホームページや広報のほか、子育て中の母親が集まる場所を通じて普及啓発を図り、相談支援の充実と子どもの貧困等の課題に対して、迅速な支援を行っていくための早期発見を推進します。

【基本施策2】生活の支援

③ 子ども食堂 [平成30年度拡充] (P42)

《現状》子どもの貧困対策の一つとして、無料又は低料金で食事を提供する子ども食堂開設の促進を図るため、運営団体に補助金を交付しています。現在は、ボランティア団体の運営による福祉施設を利用した1箇所(毎月1回の開催)に留まっており、今後各地域に広げていくことが課題となっている。

《今後》引き続き食事や学習支援、遊びも含めた居場所の提供に努めるほか、地域の特色を生かしながら、より細やかな子どもの支援のため、子どもたちが身近な場所で安心して利用できるよう、民間団体等の協力を得ながら市内各地域への拡充を推進します。

【基本施策3】教育の支援

③ 給付型奨学金制度【とちぎ吾一奨学金】 [平成30年度新規] (P43)

⑦ 生活困窮者学習支援事業「とちぎし学び～や」 [平成30年度拡充] (P44)

《現状》生活困窮世帯や生活保護世帯の中学生を対象として開催し、参加者も増加しているが、会場から遠距離にある子どもや、中学生以降の子をどう支援していくか等の課題がある。

《今後》引き籠りや地理的条件によらず学習に参加できるよう通信教育による学習の導入を進めます。また、中学生以降のフォロー等学習意欲向上に向けた学習支援の拡充を推進します。

【基本施策4】 就労の支援

① 生活保護就労支援事業 [平成30年度継続] (P45)

《現状》就労支援相談員が生活保護担当ケースワーカーと協力して、生活保護受給者の就労準備の指導を行い、ハローワークと連携して就労機会の確保を図っているが、就労意欲の乏しい方をどう指導するかの課題もある。

《今後》継続して就労準備の指導を行い、ハローワークと連携して就労の機会確保を支援するだけでなく、就労意欲の喚起に重点をおいて生活保護からの自立を支援します。

【基本施策5】 経済的支援

⑭ 住宅確保給付金 [平成30年度継続] (P47)

《現状》生活困窮者自立相談において、住宅を喪失又は喪失の恐れがある方に給付を行っているが、認知度が低いためか年2～3件程度の給付に留まっている。

《今後》生活困窮者自立相談支援事業以外の関係機関とも協力して住宅確保給付金事業の周知に努め、利用の促進を図ることにより、住宅の安定確保を促進します。

【基本施策6】 支援体制の整備

① 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(栃木市福祉総合相談センター)
[平成30年度継続] (P48)

《現状》高齢者、障がい者、子育て等の相談支援機関が、対象者や制度による縦割り体制を廃止し、すべての相談支援機関が年齢や対象の区別なく相談に対応している。また、高齢者、障がい者、子育て、生活困窮などの複合的な課題を抱える世帯に対して、各相談支援機関が連携した包括的な支援を行っている。なお、平成29年12月現在、相談支援対応件数34件、複数課題を抱える困難ケースの支援会議を12回開催している。

《今後》複合的な課題を抱える世帯等に対する支援会議を継続しながら、相談支援機関に繋がらない地域に埋もれている対象者を早期に発見して支援に繋げるため、民生委員・児童委員等と連携した地域の相談支援体制（地域ネットワーク）を構築します。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と役割

子どもの貧困対策を推進し効果的に実施していくためには、行政だけでなく、市民（地域）や関係団体等がお互いにそれぞれの役割を理解し、連携・協力して一体的に取り組むことが大切です。

計画の推進にあたっては、関係者が連携するためのネットワークを構築し、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

（1）行政の役割

地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策を推進するためには、支援を必要とする子どものニーズを的確に把握することが重要なため、市においては支援を必要とする子どもの情報等について、児童相談所や学校など関係機関と連携して実態把握に努め、地域における課題や必要な施策について検討し取り組んでいきます。

（2）市民（地域）や関係団体の役割

子どもの貧困対策は、市だけでなくさまざまな分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、学校、地域、事業所、ボランティア、民生委員等との連携・協働して取り組むことが求められています。

2 各種支援制度の周知

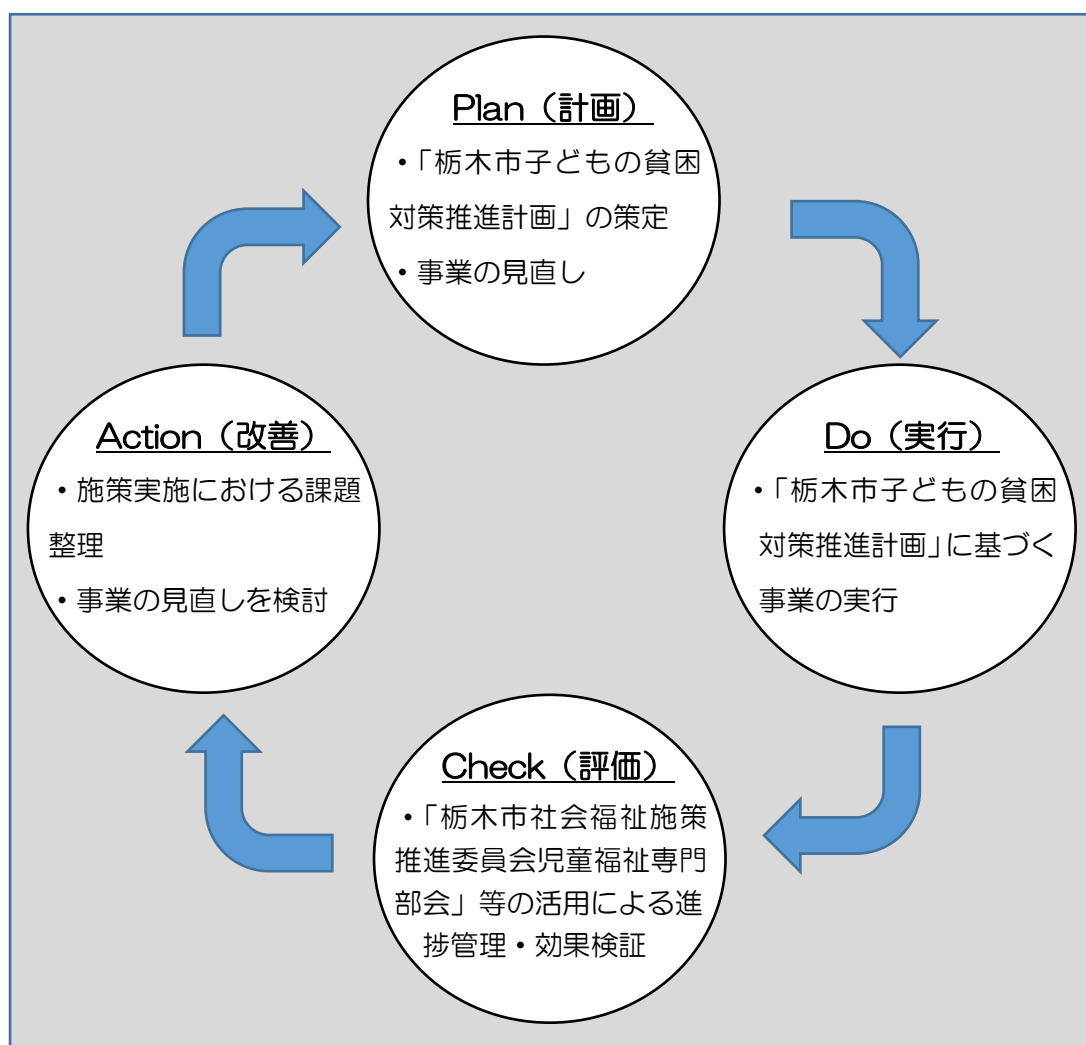
支援を必要とする方が適切に支援を受けることができるよう、広報紙やホームページ等を活用して、各種支援制度の情報提供に努め、制度の周知の徹底を図ります。

3 計画の進捗管理と計画の見直し

計画策定後は、子どもの貧困対策に関する施策の評価を行うため、PDCAサイクルの視点に基づき、年度ごとに社会福祉施策推進委員会児童福祉専門部会等の活用を図り、計画の進捗状況や効果等の検証を行います。

また、国が策定した大綱については、社会経済情勢の変化、子どもの貧困に関する状況の変化、施策の実施状況や効果等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを検討することとされており、本計画においても社会経済情勢の変化等に対応できるよう課題を整理し効果的な施策への見直しを行います。

【 PDCA サイクル 】



資料編

〇子どもの貧困対策の推進に関する法律(抜粋)

(平成二十五年六月二十六日 法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
- 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大綱の案を作成すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

○子供の貧困対策に関する大綱(抜粋)

～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～

(平成26年8月29日閣議決定)

第1 はじめに

(「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定)

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。

政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全国と比較して低い水準になっている。

子供たちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要である。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。

このような事情等を背景に、昨年(平成25年)6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法律」という。)が国会の全会一致で成立し、本年(平成26年)1月に施行された。

(大綱案作成の経緯) 略

(子供の貧困対策の意義と大綱の策定)

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。

そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

子供の貧困対策は、法律の目的規定(第1条)にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要である。

国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。

2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

子供の貧困対策は、基本として、一般的な子供関連施策をベースとするものであり、子供の成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠である。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する視点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。

児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子供について、子供の貧困対策の観点からも適切な支援が行われるよう配慮する。さらに、施策の実施に当たっては、対象となる子供に対する差別や偏見

を助長することのないよう十分留意する。

3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

子供の養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいついわれている。子供の貧困対策に取り組むに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。

我が国における従来の調査研究の取組状況を見た場合、子供の貧困の実態が明らかになっているとは言い難い点が認められる。このため、実態把握のための調査研究に取り組む、その成果を対策に生かしていくよう努める。

4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、本大綱において子供の貧困に関する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととしている（下記第3及び第4参照）。

指標の動向を確認し、これに基づいて施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて対策の見直しや改善に努める。

5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一時的に捉えて施策を推進する。

7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもない。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図る必要がある。

8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要がある。

9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協力して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある。

10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

法律では、施行後5年を経過した時に、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。(附則第2条)

このことを踏まえ、本大綱では、当面今後5年間に於いて政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率
- 生活保護世帯に属する子供の就職率
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率
- ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率
- スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率
- 就学支援制度に関する周知状況
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）
- ひとり親家庭の親の就業率
- 子供の貧困率
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する。

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。

また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習

や研修における関連講習、校内研修等の開設を推進する。

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。

さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

(地域による学習支援)

放課後児童教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティスクール(学校運営協議会制度)の配置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

(高等学校等における就学継続のための支援)

高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。

また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

高度な知識・技能を身に着け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。

また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の

提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(3)就学支援の充実

(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育に関しては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。

(「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減)

全ての意志ある生徒が安心して教育が受けられるよう、平成 26 年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

(4)大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)

高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料免除などにより、学生の修学支援を推進する。

また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

(5)生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成 27 年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気

軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。（再掲）

また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。

(6)その他の教育支援

(学生ネットワークの構築)

悩みを抱える学生がお互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学校の設置促進)

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

(子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

2 生活の支援

(1)保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び家庭児童福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

（保護者の健康確保）

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。

（母子生活支援施設等の活用）

専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。

(2)子供の生活支援

（児童養護施設等の退所児童等の支援）

自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。

（食育の推進に関する支援）

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、「健やか親子 21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。

また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営方針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。

(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)

生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する（再掲）。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する（再掲）。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する（再掲）。

(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備**(関係機関の連携)**

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。

(4)子供の就労支援**(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)**

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。（再掲）

(親の支援のない子供等への就労支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた

(定時制高校に通学する子供の就労支援)

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人への積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。

(5)支援する人員の確保等**(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)**

社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取り組みを紹介するなど人材確保に努める。

また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。

(相談職員の資質の向上)

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケ

ースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

(6)その他の生活支援

(妊娠期からの切れ目ない支援等)

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う（再掲）。

(住宅支援)

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の住居の安定を支援していく。

母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住宅確保給付金を支給する。

3 保護者に対する就労支援

(親の就労支援)

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う（再掲）。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。

高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

(親の学び直しの支援)

自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。

(就労機会の確保)

ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップ

ブを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。

4 経済的支援

（児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し）

児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。

（ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討）

ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。

（母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大）

母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。

（教育扶助の支給方法）

生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。

（生活保護世帯の子供の進学時の支援）

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

（教育費の確保に関する支援）

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。

5 その他

（国際社会への対応）

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

第5 子供の貧困に関する調査研究等（略）

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。

さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるよう、同会議の事務局で

ある内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。

このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。

○「栃木市子どもの貧困対策推進計画」策定までの経過

日 程	内 容
平成 29 年 5 月 29 日	庁議 ・ 栃木市子ども貧困対策推進計画の策定について
5 月 31 日	市議会・正副議長説明 ・ 栃木市子ども貧困対策推進計画の策定について
6 月 28 日	栃木市子ども貧困対策推進計画検討会議（第 1 回） ・ 栃木市子ども貧困対策推進計画の策定について ・ 策定スケジュールについて ・ 「子どものいる世帯の生活状況等に関する調査」（アンケート）について
7 月 1 日～31 日	市民アンケート調査の実施
10 月 11 日	栃木市子ども貧困対策推進計画検討会議（第 2 回） ・ 栃木市子ども貧困対策推進計画（案）について
10 月 25 日	栃木市社会福祉施策推進委員会児童福祉専門部会（第 1 回） ・ 栃木市子ども貧困対策推進計画（案）について
11 月 20 日	栃木市社会福祉施策推進委員会 ・ 栃木市子ども貧困対策推進計画（案）について
11 月 20 日	栃木市子ども・子育て会議 ・ 栃木市子ども貧困対策推進計画（案）について（報告）
12 月 15 日	庁議 ・ 栃木市子ども貧困対策推進計画（素案）について ・ パブリックコメントの実施について
12 月 17 日	市議会・正副議長説明 ・ 栃木市子ども貧困対策推進計画（素案）について
平成 30 年 1 月 17 日	市議会・議員研究会 ・ 栃木市子ども貧困対策推進計画（素案）について（説明）
1 月 22 日～2 月 22 日	パブリックコメントの実施
1 月 29 日	総合教育会議 ・ 栃木市子ども貧困対策推進計画（案）について（説明）
3 月 28 日	栃木市社会福祉施策推進委員会 ・ 栃木市子ども貧困対策推進計画について（報告）

栃木市子どもの貧困対策推進計画

平成30年3月 発行

発行 栃木市

編集 保健福祉部生活福祉課

〒328-8686 栃木市万町9番25号

TEL (0282) 21-2212

FAX (0282) 21-2681
